

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年2月22日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	D - I ' s 外国株式インデックス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成28年2月23日から平成29年2月21日まで） 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

D - I ' s 外国株式インデックス

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成28年2月23日から平成29年2月21日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日()の午後3時までには受付けた取得および換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎで行なわれる申込みは、翌営業日()の取扱いとなります。

()前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし
	対象インデックス	その他の指数（MSCIコクサイ指数（円ベース））

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
- ・「その他の指数」...日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル(除く日本)			
一般	年2回	日本			日経225
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり()	
中小型株	年6回(隔月)	欧州			TOPIX
債券	年12回(毎月)	アジア			
一般	日々	オセアニア			
公債	その他()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他(MSCIコクサイ)指数(円ベース)
社債		アフリカ			
その他債券		中近東(中東)			
クレジット属性()		エマージング			
不動産投信					
その他資産(投資信託証券)(株式 一般)					
資産複合()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >



外国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

運用プロセス



ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注)を用いてポートフォリオを構築します。ベンチマークであるMSCIコクサイ指数（円ベース）への連動性を随時チェックし、必要があればリスクモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行ない、連動性を維持するように運用を行なっています。

(注) ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

◆ MSCIコクサイ指数について

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、MSCIコクサイ指数（円ベース）は、MSCIコクサイ指数（米ドルベース）をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。

(注) 「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR：Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年11月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〔分配方針〕

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、MSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
- ・株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年12月9日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3）	
お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p>
運用指図	損益 信託金（ 3）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	<p>信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	損益 投資	

投資対象

外国の株式(DR(預託証券)を含みます。)など
(ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況(平成27年12月末日現在) >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

外国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

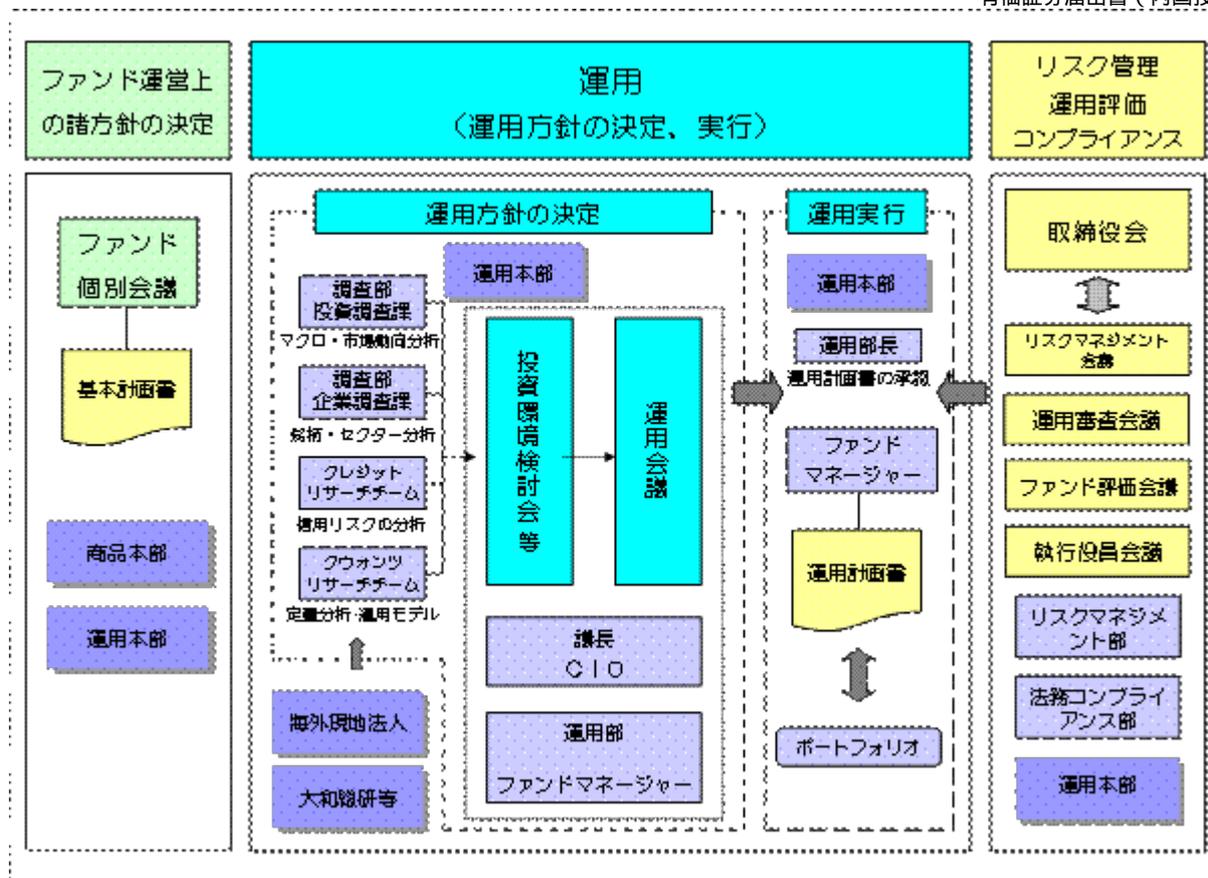
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成27年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信

託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

二．前口．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > マザーファンド（外国株式インデックスマザーファンド）の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

外国の株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

ロ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．外国通貨表示の株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

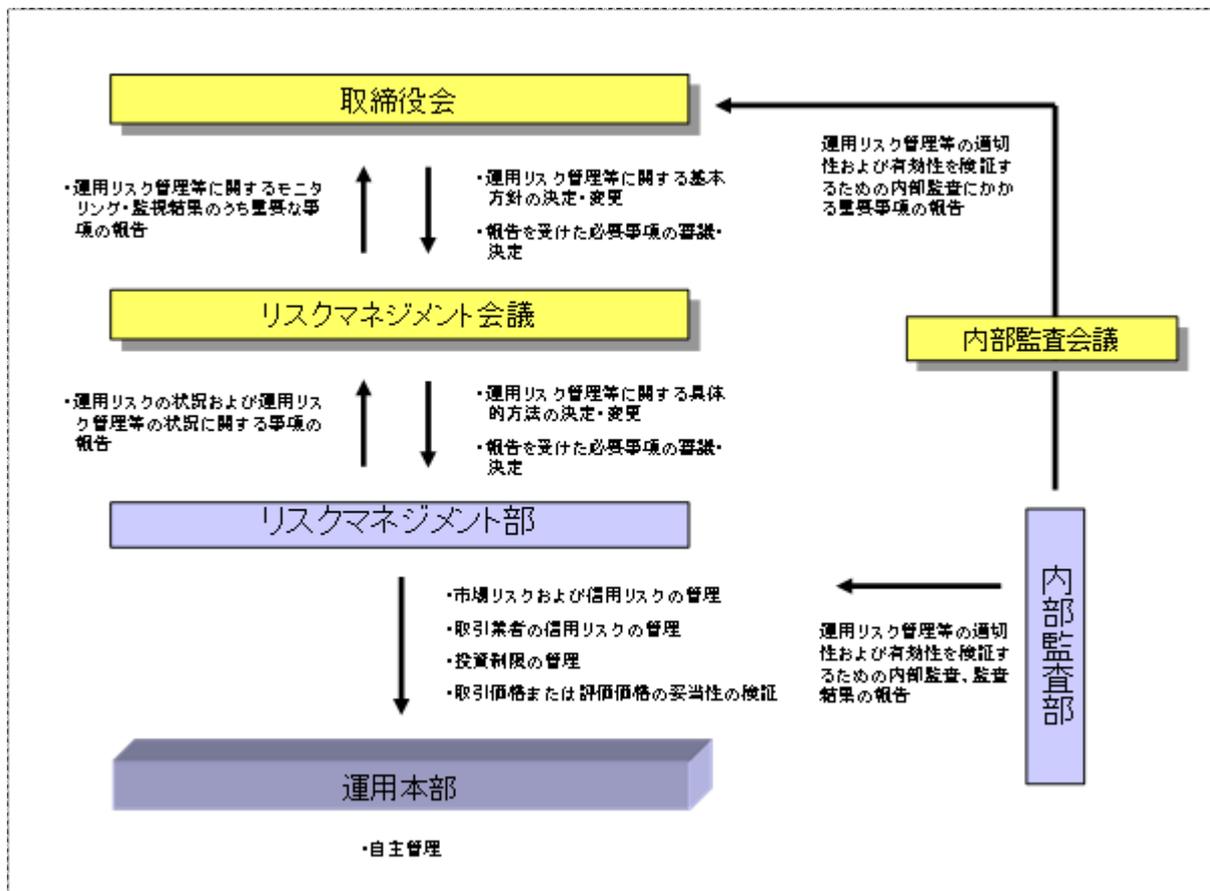
(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。

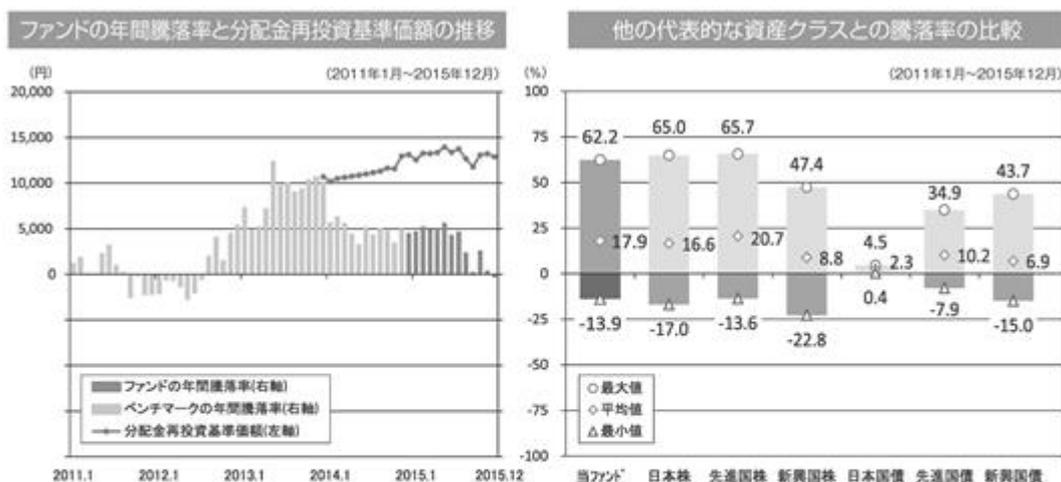


流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
 ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.594%（税抜0.55%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.285% （税抜）	年率0.235% （税抜）	年率0.03% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択

した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。N I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

平成28年1月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」の口座開設の申込受付が開始され、同年4月より投資可能となる予定です。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分がありません。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合

には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 上記は、平成28年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成27年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,960,987	99.99
内 日本	2,960,987	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	187	0.01
純資産総額	2,961,174	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	1,474,669	2.0561 3,032,069	2.0079 2,960,987	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年12月1日)	2,040,325	2,040,325	1.2977	1.2977
平成26年12月末日	2,193,863	-	1.3123	-
平成27年1月末日	2,668,430	-	1.2560	-
2月末日	2,504,137	-	1.3272	-
3月末日	3,052,521	-	1.3242	-
4月末日	2,103,456	-	1.3363	-
5月末日	2,195,591	-	1.3948	-
6月末日	2,205,566	-	1.3393	-
7月末日	2,640,049	-	1.3762	-
8月末日	5,436,253	-	1.2666	-
9月末日	2,262,857	-	1.1796	-
10月末日	2,508,795	-	1.3078	-
第2計算期間末 (平成27年11月30日)	3,033,756	3,033,756	1.3215	1.3215
12月末日	2,961,174	-	1.2899	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	29.8
第2計算期間	1.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	572,268	0
第2計算期間	7,347,446	6,623,992

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (平成27年12月30日現在)

投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式		75,330,160,020	96.15
	内 香港	960,777,418	1.23
	内 シンガポール	384,871,854	0.49
	内 イスラエル	244,028,272	0.31
	内 ノルウェー	179,183,588	0.23
	内 スウェーデン	938,009,207	1.20
	内 デンマーク	613,613,493	0.78
	内 イギリス	6,270,686,316	8.00
	内 アイルランド	126,032,260	0.16
	内 オランダ	950,904,588	1.21
	内 ベルギー	471,904,416	0.60
	内 フランス	3,092,554,064	3.95
	内 ドイツ	2,991,361,467	3.82
	内 スイス	3,090,910,633	3.94
	内 ポルトガル	45,686,668	0.06
	内 スペイン	1,050,719,462	1.34
	内 イタリア	775,234,478	0.99
	内 フィンランド	297,298,981	0.38
	内 オーストリア	57,723,824	0.07
	内 カナダ	2,636,559,281	3.37
内 アメリカ	48,093,019,927	61.38	
内 オーストラリア	2,016,550,503	2.57	
内 ニュージーランド	42,529,320	0.05	
投資証券		1,953,851,835	2.49
	内 香港	35,584,164	0.05
	内 シンガポール	19,705,621	0.03
	内 イギリス	111,017,312	0.14

内 フランス	118,430,923	0.15
内 カナダ	6,973,703	0.01
内 アメリカ	1,473,710,998	1.88
内 オーストラリア	188,429,114	0.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,066,309,540	1.36
純資産総額	78,350,321,395	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,000,001,632	1.28
内 アメリカ	1,000,001,632	1.28
為替予約取引(買建)	318,909,000	0.41
内 日本	318,909,000	0.41

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成27年12月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1 APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	121,500	14,198.20 1,725,085,433	13,115.13 1,593,488,465	2.03
2 MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	161,400	6,504.49 1,049,825,864	6,820.49 1,100,827,974	1.41
3 EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	88,755	9,795.94 869,443,918	9,547.48 847,387,262	1.08
4 GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財・サービス	200,900	3,662.32 735,760,681	3,772.68 757,931,573	0.97
5 JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	59,000	12,348.17 728,548,926	12,547.05 740,276,440	0.94

6	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	8,500	81,208.64 690,273,463	83,699.72 711,447,634	0.91
7	WELLS FARGO & CO	アメリカ	株式	金融	103,872	6,680.34 693,902,869	6,668.52 692,673,226	0.88
8	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	78,720	8,101.01 637,717,704	8,089.31 636,790,696	0.81
9	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需品	69,150	9,284.12 641,997,451	9,132.22 631,493,566	0.81
10	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	情報技術	6,567	90,488.85 594,240,334	93,665.72 615,102,823	0.79
11	FACEBOOK INC-A	アメリカ	株式	情報技術	45,600	12,718.32 579,955,597	12,936.62 589,910,264	0.75
12	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	情報技術	6,150	93,107.30 572,609,905	95,759.51 588,921,021	0.75
13	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	57,737	9,130.17 527,149,029	9,692.21 559,599,683	0.71
14	AT&T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	130,491	4,048.87 528,342,100	4,212.90 549,746,486	0.70
15	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	ヘルスケア	49,650	10,784.90 535,470,285	10,633.00 527,928,450	0.67
16	PFIZER INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	131,363	3,954.80 519,514,642	3,959.62 520,148,390	0.66
17	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルスケア	15,350	33,478.76 513,898,966	33,843.32 519,494,962	0.66
18	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	85,954	5,455.19 468,895,427	5,693.99 489,421,913	0.62
19	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	222,301	2,108.26 468,668,929	2,084.14 463,306,584	0.59
20	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	87,800	5,204.32 456,939,428	5,271.86 462,869,580	0.59
21	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	40,018	10,899.52 436,177,219	11,005.66 440,424,602	0.56
22	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	27,300	16,249.30 443,607,922	16,125.55 440,227,706	0.56

23	WALT DISNEY CO/THE	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	33,900	13,885.82 470,729,613	12,914.91 437,815,747	0.56
24	INTEL CORP	アメリカ	株式	情報技術	101,200	4,156.82 420,673,207	4,274.41 432,571,142	0.55
25	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	株式	金融	426,000	956.47 407,476,729	973.63 414,768,885	0.53
26	CITIGROUP INC	アメリカ	株式	金融	63,923	6,536.57 417,845,123	6,389.91 408,462,716	0.52
27	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	25,200	16,236.51 409,161,224	16,178.62 407,701,360	0.52
28	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	情報技術	41,500	9,628.29 399,574,900	9,553.51 396,471,001	0.51
29	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	31,100	13,025.88 405,104,868	12,466.24 387,700,363	0.49
30	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	ヘルスケア	59,821	6,508.11 389,321,983	6,433.33 384,848,677	0.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.15%
投資証券	2.49%
合計	98.64%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	6.53%
素材	4.27%
資本財・サービス	9.75%
一般消費財・サービス	12.26%
生活必需品	10.56%
ヘルスケア	13.83%

金融	18.25%
情報技術	14.43%
電気通信サービス	3.15%
公益事業	3.12%
その他	0.00%
合計	96.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 2016年3月	買建	16	965,469,542	1,000,001,632	1.28%
為替予約取引	日本	カナダ・ドル買/円売 2016年1月	買建	200,000	17,432,300	17,434,000	0.02%
		米ドル買/円売 2016年1 月	買建	2,500,000	301,520,000	301,475,000	0.38%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,899円
純資産総額	2百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-2.4%
3カ月間	9.4%
6カ月間	-3.7%
1年間	-1.7%
3年間	-
5年間	-
設定来	29.0%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期						
	14年12月	15年11月						
分配金	0円	0円						

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,232	97.4%	米ドル	64.4%	金融	18.2%	APPLE INC	アメリカ	2.0%
外国リート	57	2.5%	ユーロ	12.7%	情報技術	14.4%	MICROSOFT CORP	アメリカ	1.4%
			英ポンド	8.2%	ヘルスクア	13.8%	S&P500 201603	アメリカ	1.3%
			スイス・フラン	4.0%	一般消費財・サービス	12.3%	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	1.1%
コール・ローン、その他		1.4%	カナダ・ドル	3.4%	生活必需品	10.6%	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	1.0%
合計	1,289	-	豪ドル	2.8%	資本財・サービス	9.7%	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	0.9%
国・地域別構成			香港ドル	1.3%	エネルギー	6.5%	AMAZON.COM INC	アメリカ	0.9%
アメリカ		64.5%	スウェーデン・クローネ	1.2%	素材	4.3%	WELLS FARGO & CO	アメリカ	0.9%
イギリス		8.1%	デンマーク・クローネ	0.8%	電気通信サービス	3.2%	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	0.8%
その他		27.2%	その他	1.3%	公益事業、他	3.1%	NESTLE SA-REG	スイス	0.8%
合計		99.9%	合計	100.0%	合計	96.1%	合計		11.1%

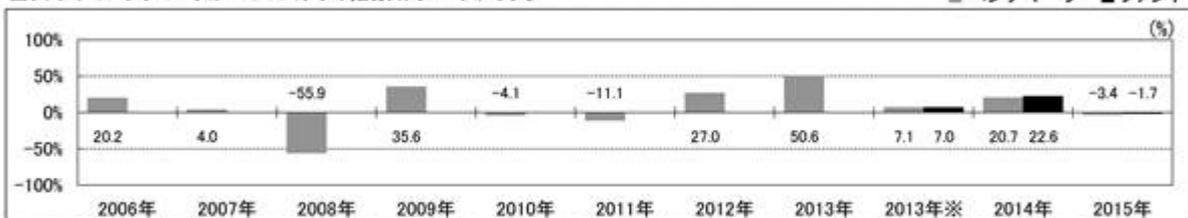
※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(円ベース)です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2013年※は設定日(12月9日)から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・ 外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・ お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成25年12月9日から平成40年11月30日までとします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年12月9日から平成26年11月30日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、MSCIコクサイ指数（円ベース）が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成26年12月2日から平成27年11月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

D - I's 外国株式インデックス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成26年12月1日現在	第2期 平成27年11月30日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,841	7,849
親投資信託受益証券	2,039,887	3,033,617
流動資産合計	2,044,728	3,041,466
資産合計	2,044,728	3,041,466
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	183	387
未払委託者報酬	4,044	7,141
その他未払費用	176	182
流動負債合計	4,403	7,710
負債合計	4,403	7,710
純資産の部		
元本等		
元本	1,572,268	2,295,722
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	468,057	738,034
（分配準備積立金）	410,327	94,392
元本等合計	2,040,325	3,033,756
純資産合計	2,040,325	3,033,756
負債純資産合計	2,044,728	3,041,466

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自 至	平成25年12月9日 平成26年12月1日	自 至	平成26年12月2日 平成27年11月30日
営業収益				
有価証券売買等損益		417,887		77,630
営業収益合計		417,887		77,630
営業費用				
受託者報酬		337		806
委託者報酬		6,865		14,716
その他費用		358		364
営業費用合計		7,560		15,886
営業利益		410,327		61,744
経常利益		410,327		61,744
当期純利益		410,327		61,744
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		1,442
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		468,057
剰余金増加額又は欠損金減少額		57,730		2,112,551
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		57,730		2,112,551
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,905,760
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,905,760
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		468,057		738,034

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期	
	自 平成26年12月2日	至 平成27年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成26年11月30日が休日のため、前計算期間末日を平成26年12月1日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期	第2期
	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
1. 1 期首元本額	1,000,000円	1,572,268円
期中追加設定元本額	572,268円	7,347,446円
期中一部解約元本額	- 円	6,623,992円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,572,268口	2,295,722口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期	第2期
	自 平成25年12月9日 至 平成26年12月1日	自 平成26年12月2日 至 平成27年11月30日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(410,327円)、投資信託約款に規定される収益調整金(57,730円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は468,057円(1万口当たり2,976.95円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(63,186円)、投資信託約款に規定される収益調整金(643,642円)及び分配準備積立金(31,206円)より分配対象額は738,034円(1万口当たり3,214.82円)であり、分配を行っておりません。
------------	---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第2期 自 平成26年12月2日 至 平成27年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期
	平成27年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期	第2期
	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	417,378	69,966
合計	417,378	69,966

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期	第2期
平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期
自 平成26年12月2日
至 平成27年11月30日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期	第2期
	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2977円 (12,977円)	1.3215円 (13,215円)
---------------------------	----------------------	----------------------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	1,475,423	3,033,617	
親投資信託受益証券 合計			3,033,617	
合計			3,033,617	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	367,768,273	239,405,681

コール・ローン	174,358,106	177,053,513
株式	79,586,702,051	76,810,694,854
投資証券	1,770,589,177	1,931,978,847
派生商品評価勘定	55,099,570	65,920,564
未収入金	181,218,640	211,709,830
未収配当金	166,780,182	161,785,867
差入委託証拠金	467,893,794	421,379,331
流動資産合計	82,770,409,793	80,019,928,487
資産合計	82,770,409,793	80,019,928,487
負債の部		
流動負債		
未払金	124,072,094	-
未払解約金	98,009,000	142,019,000
流動負債合計	222,081,094	142,019,000
負債合計	222,081,094	142,019,000
純資産の部		
元本等		
元本	1 41,132,911,173	38,848,551,378
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	41,415,417,526	41,029,358,109
元本等合計	82,548,328,699	79,877,909,487
純資産合計	82,548,328,699	79,877,909,487
負債純資産合計	82,770,409,793	80,019,928,487

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年12月2日 至 平成27年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)株式

	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
----------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
1. 1 期首	平成25年12月9日	平成26年12月2日
期首元本額	45,046,992,597円	41,132,911,173円
期中追加設定元本額	4,658,921,375円	4,000,470,289円
期中一部解約元本額	8,573,002,799円	6,284,830,084円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国株式インデックス V A	1,383,886,041円	873,124,109円
ダイワ国内重視バランスファ ンド30VA(一般投資家私 募)	54,756,014円	45,226,330円
ダイワ国内重視バランスファ ンド50VA(一般投資家私 募)	788,475,397円	595,884,678円
ダイワ国際分散バランスファ ンド30VA(一般投資家私 募)	84,782,895円	58,755,519円
ダイワ国際分散バランスファ ンド50VA(一般投資家私 募)	2,517,272,111円	1,929,753,813円
D-I's 外国株式インデッ クス	1,016,437円	1,475,423円
DCダイワ外国株式インデッ クス	19,723,084,767円	20,429,635,387円
ダイワ・ライフ・バランス3 0	416,195,911円	425,329,034円

ダイワ・ライフ・バランス50	576,945,877円	623,913,204円
ダイワ・ライフ・バランス70	408,822,495円	492,714,343円
大和DC海外株式インデックスファンド	1,483,061,731円	1,412,182,749円
DCダイワ・ターゲットイヤー2020	6,387,347円	7,435,419円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	9,042,059円	13,012,768円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	1,975,715円	2,933,748円
ダイワ世界分散バランスファンド15VA	5,292,603円	333,864円
ダイワ世界分散バランスファンド20VA	33,254,133円	1,499,345円
ダイワ世界分散バランスファンド25VA	20,450,186円	19,846,533円
ダイワ世界分散バランスファンド30VA	180,456,110円	163,351,857円
ダイワ世界バランスファンド40VA	2,753,767,299円	2,172,615,062円
ダイワ世界バランスファンド60VA	672,292,970円	532,843,230円
ダイワ・バランスファンド35VA	6,477,886,541円	5,407,208,212円
ダイワ・バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	285,356,632円	246,505,874円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	119,574,236円	258,796,304円
ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	2,997,102,584円	2,989,938,104円
ダイワライフスタイル25	19,135,198円	21,679,584円
ダイワライフスタイル50	63,867,711円	68,533,539円
ダイワライフスタイル75	48,770,173円	54,023,346円
計	41,132,911,173円	38,848,551,378円
2. 期末日における受益権の総数	41,132,911,173口	38,848,551,378口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年12月2日 至 平成27年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	7,309,939,986	836,729,506
投資証券	310,108,267	45,078,520
合計	7,620,048,253	881,808,026

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成25年12月3日から平成26年12月1日まで、及び平成26年12月2日から平成27年11月30日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	平成26年12月1日 現在				平成27年11月30日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	1,111,796,862	-	1,166,896,432	55,099,570	960,805,507	-	1,026,726,071	65,920,564
合計	1,111,796,862	-	1,166,896,432	55,099,570	960,805,507	-	1,026,726,071	65,920,564

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年12月1日現在	平成27年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0069円 (20,069円)	2.0561円 (20,561円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	PALO ALTO NETWORK	1,500	185.910	278,865.000	
	JARDEN CORP	4,000	46.830	187,320.000	
	JAZZ PHARMACEUTI	1,300	149.420	194,246.000	
	SYNCHRONY FINANC	3,800	31.350	119,130.000	
	ABBOTT LABS	31,700	45.420	1,439,814.000	
	ALCOA INC	27,300	9.320	254,436.000	
	VERISK ANALYTI	3,300	74.880	247,104.000	
	LAS VEGAS SANDS	8,700	44.320	385,584.000	
	AMPHENOL CORP-A	6,600	54.960	362,736.000	
	FIDELITY NATIONA	6,029	64.720	390,196.880	
	QORVO INC	3,200	57.510	184,032.000	
	AFLAC INC	9,100	65.300	594,230.000	
	DARDEN RESTAURAN	2,900	57.050	165,445.000	
	ADOBE SYS INC	10,700	92.170	986,219.000	
	CF INDUSTRIES HO	5,000	45.110	225,550.000	
	LULULEMON ATH	2,500	52.500	131,250.000	
	PEOPLE'S UNITED	6,800	16.700	113,560.000	
	GARMIN LTD	2,600	37.480	97,448.000	
	AETNA INC	7,479	104.060	778,264.740	
	AIR PRODS & CHEM	4,300	137.900	592,970.000	
	ALTERA CORP	6,500	52.820	343,330.000	
	HONEYWELL INTL	15,800	104.060	1,644,148.000	
TOTAL SYS SERVS	3,751	55.930	209,793.430		
WR BERKLEY CORP	2,100	55.680	116,928.000		
AUTOZONE INC	670	785.960	526,593.200		
DOLLAR TREE INC	4,721	75.080	354,452.680		

PINNACLE WEST	2,400	62.950	151,080.000
CELANESE CORP-A	3,300	70.750	233,475.000
DR HORTON INC	7,166	32.770	234,829.820
CONTL RES INC/OK	2,100	36.360	76,356.000
DENTSPLY INTL	3,000	61.110	183,330.000
AUTODESK INC	4,800	63.050	302,640.000
MOODY'S CORP	3,900	103.790	404,781.000
DEVON ENERGY CO	8,200	44.870	367,934.000
ALBEMARLE CORP	2,400	53.110	127,464.000
ALLIANT ENERGY	2,500	59.880	149,700.000
CITIGROUP INC	64,323	54.210	3,486,949.830
AUTOMATIC DATA	10,100	86.690	875,569.000
AMERICAN ELECTRI	10,500	55.940	587,370.000
NETSUITE INC	800	85.880	68,704.000
ALLEGHANY CORP	350	509.530	178,335.500
DUN & BRADSTREET	750	108.950	81,712.500
HESS CORP	5,700	59.090	336,813.000
DAVITA HEALTHCAR	3,600	74.320	267,552.000
DANAHER CORP	13,100	96.850	1,268,735.000
AVNET INC	2,800	45.520	127,456.000
INTERCONTINENTAL	2,370	260.230	616,745.100
UNDER ARMOUR-A	3,800	89.680	340,784.000
ARCHER-DANIELS	13,400	36.460	488,564.000
BUNGE LTD	3,100	67.010	207,731.000
TE CONNECTIVITY	8,825	67.340	594,275.500
APPLE INC	121,100	117.810	14,266,791.000
DISCOVER FINANCI	9,400	56.850	534,390.000
BOEING CO/THE	13,900	146.950	2,042,605.000
CINCINNATI FIN	3,215	61.080	196,372.200
SPECTRA ENERG	14,096	26.630	375,376.480
BECTON DICKINSON	4,437	151.290	671,273.730
CDK GLOBAL INC	2,900	48.900	141,810.000
COLUMBIA PIPELIN	6,700	19.290	129,243.000
CH ROBINSON	3,100	68.860	213,466.000
CR BARD INC	1,600	187.370	299,792.000
BANK NY MELLON	24,071	43.880	1,056,235.480
VERIZON COMMUNIC	87,154	45.230	3,941,975.420
BERKSHIRE HATH-B	24,800	134.630	3,338,824.000
ANSYS INC	1,900	93.660	177,954.000

H&R BLOCK INC	5,100	36.730	187,323.000	
BB&T CORP	16,800	38.660	649,488.000	
BROADCOM CORP-A	11,650	54.620	636,323.000	
BAKER HUGHES INC	9,223	52.780	486,789.940	
BRISTOL-MYER SQB	35,600	67.850	2,415,460.000	
EDGEWELL PERSONA	1,300	82.380	107,094.000	
JPMORGAN CHASE	78,120	67.170	5,247,320.400	
LEGG MASON INC	2,150	43.550	93,632.500	
T ROWE PRICE GRP	5,600	75.950	425,320.000	
CIGNA CORP	5,550	135.300	750,915.000	
LKQ CORP	6,800	30.070	204,476.000	
RENAISSANCERE	1,000	111.050	111,050.000	
FRONTIER COMMUNI	22,142	4.960	109,824.320	
BROWN-FORMAN -B	2,500	106.510	266,275.000	
AMERIPRISE FINAN	3,960	113.510	449,499.600	
DOLLAR GENERAL C	6,500	65.010	422,565.000	
SERVICENOW INC	3,000	87.290	261,870.000	
CATERPILLAR INC	12,100	71.220	861,762.000	
CMS ENERGY CORP	6,000	35.170	211,020.000	
MOSAIC CO/THE	6,800	31.050	211,140.000	
DELTA AIR LI	4,400	47.140	207,416.000	
MEAD JOHNSON	4,400	82.010	360,844.000	
CORNING INC	26,600	18.760	499,016.000	
CISCO SYSTEMS	108,300	27.320	2,958,756.000	
DU PONT (EI)	19,200	67.090	1,288,128.000	
ISIS PHARM	2,600	62.460	162,396.000	
MORGAN STANLEY	31,700	33.780	1,070,826.000	
WABCO HOLDINGS	1,100	107.400	118,140.000	
DOW CHEMICAL CO	23,900	52.010	1,243,039.000	
AVAGO TECHNOLOGI	5,600	130.040	728,224.000	
UNITED THERAPEUT	900	154.260	138,834.000	
ENSCO PLC-CL A	4,900	16.740	82,026.000	
DICK'S SPORTING	2,000	39.550	79,100.000	
ACUITY BRANDS	900	231.590	208,431.000	
ALNYLAM PHARMACE	1,500	107.380	161,070.000	
ARAMARK	4,800	33.210	159,408.000	
DTE ENERGY CO	3,800	80.170	304,646.000	
CENTENE CORP	2,200	58.720	129,184.000	
CITIZENS FINANCI	9,000	26.390	237,510.000	

ENVISION HEALTHC	3,800	28.260	107,388.000	
GARTNER INC	1,700	92.880	157,896.000	
SPLUNK INC	2,600	59.840	155,584.000	
WHITEWAVE FOOD	3,600	41.330	148,788.000	
AGCO CORP	1,700	50.040	85,068.000	
DOMINION RES/VA	12,700	67.370	855,599.000	
MONSTER BEVERAGE	3,000	156.540	469,620.000	
DEERE & CO	6,600	79.090	521,994.000	
AIRGAS INC	1,500	138.430	207,645.000	
QUANTA SERVICES	4,900	21.720	106,428.000	
TIME WARNER INC	17,633	69.780	1,230,430.740	
VMWARE INC-CL A	1,900	60.450	114,855.000	
BAXALTA INC	11,600	35.650	413,540.000	
NASDAQ INC	2,700	58.870	158,949.000	
WESTLAKE CHEMICA	1,200	59.770	71,724.000	
CONS EDISON INC	6,200	62.210	385,702.000	
WYNDHAM WORLDWID	2,600	76.240	198,224.000	
HUNT (JB) TRANS	2,100	79.000	165,900.000	
COLGATE-PALMOLIV	18,400	66.560	1,224,704.000	
AMETEK INC	5,225	56.860	297,093.500	
CHURCH & DWIGHT	2,900	87.110	252,619.000	
TABLEAU SOFTWA-A	1,000	97.670	97,670.000	
LYONDELLBASELL-A	8,600	95.160	818,376.000	
COSTCO WHOLESALE	9,400	163.580	1,537,652.000	
SCANA CORP	2,900	59.250	171,825.000	
KEURIG GREEN MOU	2,600	50.840	132,184.000	
AFFIL MANAGERS	1,200	176.690	212,028.000	
CHIPOTLE MEXICAN	650	576.620	374,803.000	
LEUCADIA NATL	6,600	17.880	118,008.000	
CUMMINS INC	3,700	99.740	369,038.000	
ACTIVISION BLIZZ	10,900	37.240	405,916.000	
HANESBRANDS INC	8,500	31.250	265,625.000	
HILTON WORLDWIDE	10,700	23.300	249,310.000	
TRANSDIGM GROUP	1,100	237.210	260,931.000	
SBA COMM CORP-A	2,800	106.390	297,892.000	
NIELSEN HOLDINGS	7,600	47.100	357,960.000	
KINDER MORGAN IN	39,381	23.870	940,024.470	
HCA HOLDINGS INC	7,100	69.450	493,095.000	
CABOT OIL & GAS	8,800	19.080	167,904.000	

T-MOBILE US INC	5,950	36.890	219,495.500	
ZILLOW GRO-C	1,800	24.550	44,190.000	
COCA-COLA CO/THE	87,800	43.150	3,788,570.000	
COCA-COLA ENTER	4,700	51.560	242,332.000	
EXPEDITORS INTL	4,000	49.490	197,960.000	
EATON VANCE CORP	2,500	36.280	90,700.000	
FMC TECHNOLOGIES	4,900	33.380	163,562.000	
FRANKLIN RES INC	8,700	41.580	361,746.000	
CSX CORP	20,800	28.990	602,992.000	
FLUOR CORP	3,300	48.320	159,456.000	
LABORATORY CP	2,200	122.070	268,554.000	
EXPEDIA INC	2,175	123.630	268,895.250	
AUTOLIV INC	1,850	124.350	230,047.500	
AMAZON.COM INC	8,400	673.260	5,655,384.000	
FLOWSERVE CORP	2,900	46.170	133,893.000	
EDWARDS LIFE	2,300	165.120	379,776.000	
EXXON MOBIL CORP	88,955	81.230	7,225,814.650	
FLIR SYSTEMS	3,100	30.270	93,837.000	
AES CORP	14,300	9.990	142,857.000	
L-3 COMM HLDGS	1,800	124.470	224,046.000	
EVEREST RE GROUP	1,000	185.420	185,420.000	
EOG RESOURCES	11,600	82.020	951,432.000	
EQT CORP	3,200	57.410	183,712.000	
AKAMA I TECHNOLOG	3,900	57.900	225,810.000	
AMERISOURCEBERGE	4,400	98.990	435,556.000	
AGILENT TECH INC	7,290	41.970	305,961.300	
FORD MOTOR CO	79,123	14.530	1,149,657.190	
MACY'S INC	7,398	39.990	295,846.020	
DISCOVERY COMM-A	3,440	31.080	106,915.200	
LIBERTY GLOBAL-A	5,387	41.990	226,200.130	
LIBERTY MEDIA -A	2,100	40.720	85,512.000	
DISCOVERY COMM-C	5,820	29.460	171,457.200	
NEXTERA ENERGY	9,500	99.370	944,015.000	
FREEMPORT-MCMORAN	22,308	8.100	180,694.800	
US BANCORP	37,900	43.900	1,663,810.000	
UNITED RENTALS	2,200	77.160	169,752.000	
F5 NETWORKS	1,600	103.000	164,800.000	
FASTENAL CO	6,000	40.330	241,980.000	
FISERV INC	5,000	95.740	478,700.000	

GENERAL ELECTRIC	199,400	30.360	6,053,784.000	
NORWEGIAN CRUISE	3,300	57.820	190,806.000	
GOODYEAR TIRE	5,600	34.810	194,936.000	
GENERAL MOTORS C	30,800	36.370	1,120,196.000	
TRIPADVISOR INC	2,500	82.790	206,975.000	
LINKEDIN CORP-A	2,300	244.590	562,557.000	
GENERAL DYNAMICS	6,000	145.560	873,360.000	
GOLDMAN SACHS GP	8,300	190.470	1,580,901.000	
GAMESTOP CORP-A	2,300	36.010	82,823.000	
ALPHABET INC-A	6,150	771.970	4,747,615.500	
ALPHABET INC-C	6,567	750.260	4,926,957.420	
GENERAL MILLS IN	12,600	58.410	735,966.000	
FIRSTENERGY CORP	8,768	31.150	273,123.200	
GENUINE PARTS CO	3,300	90.880	299,904.000	
FIFTH THIRD BANC	17,500	20.640	361,200.000	
MEDIVATION INC	3,400	41.680	141,712.000	
HARRIS CORP	2,500	83.100	207,750.000	
AMERICAN AIRLINE	3,800	41.690	158,422.000	
HALLIBURTON CO	18,400	39.130	719,992.000	
HOME DEPOT INC	27,500	134.740	3,705,350.000	
ASSURANT INC	1,600	85.150	136,240.000	
HUNTINGTON BANC	17,800	11.760	209,328.000	
HERSHEY CO/THE	3,300	87.000	287,100.000	
HARLEY-DAVIDSON	4,500	48.730	219,285.000	
HUMANA INC	3,200	168.900	540,480.000	
STARWOOD HOTELS	3,800	72.510	275,538.000	
HELMERICH & PAYN	2,300	57.360	131,928.000	
HENRY SCHEIN INC	1,800	156.630	281,934.000	
HP INC	39,200	12.610	494,312.000	
HEWLETT PACKA	39,200	14.350	562,520.000	
HOLLYFRONTIER CO	3,900	49.730	193,947.000	
ARCH CAPITAL GRP	2,800	72.920	204,176.000	
HARMAN INTL	1,400	102.880	144,032.000	
KRAFT HEINZ CO/T	12,803	74.610	955,231.830	
IBM	19,900	138.460	2,755,354.000	
INTL PAPER CO	8,600	41.850	359,910.000	
FORTUNE BRANDS H	3,200	55.610	177,952.000	
ZOETIS INC	10,300	47.080	484,924.000	
INGERSOLL-RAND	5,729	58.530	335,318.370	

CHENIERE ENERGY	4,700	47.600	223,720.000	
LEGETT & PLATT	3,100	47.150	146,165.000	
LIBERTY GLOBAL-C	13,423	40.510	543,765.730	
JUNIPER NETWORKS	7,500	30.270	227,025.000	
JM SMUCKER CO	2,400	123.260	295,824.000	
JOHNSON&JOHNSON	59,100	102.370	6,050,067.000	
ABBVIE INC	36,729	60.000	2,203,740.000	
HOLOGIC INC	5,100	40.060	204,306.000	
KIMBERLY-CLARK	7,700	120.850	930,545.000	
KROGER CO	20,000	38.010	760,200.000	
KLA-TENCOR CORP	3,300	66.540	219,582.000	
LOCKHEED MARTIN	5,700	225.910	1,287,687.000	
FLEETCOR TECHNOL	1,700	152.740	259,658.000	
L BRANDS INC	5,300	96.680	512,404.000	
LOWE'S COS INC	20,300	77.340	1,570,002.000	
ELI LILLY & CO	21,100	83.650	1,765,015.000	
LEVEL 3 COMM INC	6,500	50.740	329,810.000	
LAM RESEARCH	3,300	77.630	256,179.000	
RANGE RESOURCES	3,700	28.500	105,450.000	
JONES LANG LASAL	900	166.790	150,111.000	
LOEWS CORP	6,100	37.720	230,092.000	
LINCOLN NATL CRP	5,449	54.930	299,313.570	
MCDONALDS CORP	20,500	114.230	2,341,715.000	
3M CO	13,500	157.990	2,132,865.000	
FACEBOOK INC-A	45,600	105.450	4,808,520.000	
MANPOWERGROUP IN	1,700	90.600	154,020.000	
MCGRAW HILL FINA	5,800	96.850	561,730.000	
MARTIN MAR MTLs	1,200	161.000	193,200.000	
CONCHO RESOURCES	2,800	108.300	303,240.000	
PHILLIPS 66	11,700	92.760	1,085,292.000	
MURPHY OIL CORP	3,600	28.400	102,240.000	
MGM RESORTS INTE	9,300	22.770	211,761.000	
MATTEL INC	7,200	24.480	176,256.000	
MCCORMICK-N/V	2,500	86.030	215,075.000	
MYLAN NV	8,700	51.740	450,138.000	
METLIFE INC	20,300	50.960	1,034,488.000	
MARVELL TECH GRP	8,400	8.735	73,374.000	
MOTOROLA SOLUTIO	3,428	72.020	246,884.560	
MONSANTO CO	10,206	95.430	973,958.580	

METTLER-TOLEDO	600	344.770	206,862.000
ROCKWELL AUTOMAT	2,800	107.010	299,628.000
MERCK & CO	59,821	53.960	3,227,941.160
MASCO CORP	7,400	30.250	223,850.000
M&T BANK CORP	3,219	125.450	403,823.550
MARSH & MCLENNAN	11,500	55.390	636,985.000
MARRIOTT INTL-A	4,782	71.480	341,817.360
WORKDAY INC-A	2,200	83.220	183,084.000
MICHAEL KORS HOL	4,400	42.520	187,088.000
TOWERS WATSON-A	1,500	134.120	201,180.000
VANTIV INC -CL A	3,300	52.590	173,547.000
FIREEYE INC	2,200	23.590	51,898.000
REALOGY HOLDINGS	3,200	42.240	135,168.000
NETAPP INC	6,700	30.690	205,623.000
NIKE INC -CL B	14,600	134.330	1,961,218.000
NORFOLK SOUTHERN	6,500	95.380	619,970.000
MICROCHIP TECH	4,500	47.690	214,605.000
RAYMOND JAMES	2,700	58.420	157,734.000
ALLY FINANCIAL I	9,300	19.760	183,768.000
NORTHROP GRUMMAN	3,900	188.410	734,799.000
DELPHI AUTOMOTIV	6,200	87.590	543,058.000
NEWMONT MINING	11,500	17.390	199,985.000
ADT CORP/THE	3,962	34.540	136,847.480
MCKESSON CORP	4,900	190.360	932,764.000
MAXIM INTEGRATED	6,000	39.160	234,960.000
XYLEM INC	3,800	37.580	142,804.000
PHILIP MORRIS IN	33,000	87.420	2,884,860.000
NUCOR CORP	6,800	41.750	283,900.000
WESTERN UNION	11,346	18.780	213,077.880
NEWELL RUBBERMAI	6,000	44.620	267,720.000
OCCIDENTAL PETE	16,300	75.190	1,225,597.000
LIBERTY MEDIA -C	4,500	39.175	176,287.500
PAYCHEX INC	6,800	54.060	367,608.000
PATTERSON COS	1,900	45.590	86,621.000
O'REILLY AUTOMOT	2,100	268.100	563,010.000
ALTRIA GROUP INC	42,000	57.750	2,425,500.000
PG&E CORP	10,200	52.770	538,254.000
PFIZER INC	131,363	32.790	4,307,392.770
ALKERMES PLC	3,200	75.600	241,920.000

XCEL ENERGY INC	10,600	35.640	377,784.000	
STRYKER CORP	7,200	98.090	706,248.000	
PARKER HANNIFIN	2,900	103.700	300,730.000	
PIONEER NATURAL	3,200	144.630	462,816.000	
POLARIS INDS	1,400	105.700	147,980.000	
PROCTER & GAMBLE	57,737	75.700	4,370,690.900	
EXELON CORP	18,722	27.620	517,101.640	
ALEXION PHARM	4,800	182.460	875,808.000	
CONOCOPHILLIPS	26,400	53.480	1,411,872.000	
PEPSICO INC	31,400	100.740	3,163,236.000	
PRUDENTL FINL	9,700	86.280	836,916.000	
AMERICAN WATER W	3,800	58.050	220,590.000	
ACCENTURE PLC-A	13,400	107.460	1,439,964.000	
AXIS CAPITAL	2,200	55.500	122,100.000	
PENTAIR PLC	4,005	56.390	225,841.950	
QUALCOMM INC	34,800	48.540	1,689,192.000	
PARTNERRE LTD	1,000	139.150	139,150.000	
INVESCO LTD	9,050	33.600	304,080.000	
ADVANCE AUTO PAR	1,550	164.840	255,502.000	
PRINCIPAL FINL	6,200	51.420	318,804.000	
ENERGEN CORP	1,700	59.820	101,694.000	
RAYTHEON CO	6,600	126.790	836,814.000	
SCRIPPS NET-CL A	1,800	57.740	103,932.000	
RED HAT INC	3,900	82.500	321,750.000	
REGENERON PHARM	1,600	563.100	900,960.000	
REPUBLIC SVCS	5,300	44.120	233,836.000	
PRICELINE GROUP	1,100	1,244.990	1,369,489.000	
ROSS STORES INC	8,800	52.660	463,408.000	
PACKAGING CORP	2,100	68.000	142,800.000	
RESMED INC	3,000	60.020	180,060.000	
QUEST DIAGNOSTIC	3,100	68.760	213,156.000	
ROBERT HALF INTL	2,800	51.120	143,136.000	
REYNOLDS AMERICA	18,478	46.840	865,509.520	
RITE AID CORP	19,600	7.860	154,056.000	
RALPH LAUREN COR	1,300	123.990	161,187.000	
AUTONATION INC	1,700	64.330	109,361.000	
ROCKWELL COLLINS	2,700	93.460	252,342.000	
REGIONS FINAN CIA	28,835	10.170	293,251.950	
CHEVRON CORP	40,018	90.370	3,616,426.660	

EDISON INTL	6,900	59.430	410,067.000	
TESLA MOTORS	2,000	231.610	463,220.000	
SYMANTEC CORP	14,700	19.500	286,650.000	
ENDO INTERNATIONAL	4,300	62.330	268,019.000	
STANLEY BLACK &	3,322	109.060	362,297.320	
SYNOPSYS INC	3,400	50.470	171,598.000	
CHARTER COM-A	1,800	187.240	337,032.000	
CBRE GROUP INC-A	6,400	37.340	238,976.000	
TWITTER INC	10,400	25.750	267,800.000	
NAVIENT CORP	8,700	11.770	102,399.000	
SANDISK CORP	4,400	74.580	328,152.000	
SOUTHERN CO	19,600	44.580	873,768.000	
SYSCO CORP	12,500	41.550	519,375.000	
TRAVELERS COS IN	6,823	114.850	783,621.550	
SOUTHWESTRN ENGY	7,900	8.740	69,046.000	
SEI INVESTMENTS	3,200	54.700	175,040.000	
STERICYCLE INC	1,800	120.690	217,242.000	
SCHLUMBERGER LTD	27,067	77.330	2,093,091.110	
SENSATA TECHNOLO	3,500	46.510	162,785.000	
AT&T INC	130,491	33.570	4,380,582.870	
SOUTHWEST AIR	3,800	45.820	174,116.000	
SHERWIN-WILLIAMS	1,700	276.830	470,611.000	
SEMPRA ENERGY	5,000	99.640	498,200.000	
TIFFANY & CO	2,800	79.730	223,244.000	
SEAGATE TECHNOLO	7,000	34.620	242,340.000	
TEXAS INSTRUMENT	22,300	57.550	1,283,365.000	
SALESFORCE.COM	13,300	79.970	1,063,601.000	
SIGNET JEWELERS	1,700	133.040	226,168.000	
WESTROCK CO	5,530	50.410	278,767.300	
TIME WARNER CABL	6,053	185.260	1,121,378.780	
TYCO INTERNATIONAL	8,925	35.150	313,713.750	
TESORO CORP	2,800	117.220	328,216.000	
UNION PAC CORP	18,800	84.500	1,588,600.000	
MARATHON OIL	14,300	17.440	249,392.000	
MARATHON PETROLE	11,800	58.570	691,126.000	
UNITED TECH CORP	18,100	96.800	1,752,080.000	
UNITED PARCEL-B	15,000	104.180	1,562,700.000	
UNUM GROUP	5,400	36.890	199,206.000	
SPRINT CORP	17,765	3.730	66,263.450	

QUINTILES TRANSN	1,900	69.260	131,594.000	
VOYA FINANCIAL I	5,000	40.660	203,300.000	
AMEREN CORP	5,100	43.310	220,881.000	
UNITEDHEALTH GRP	20,326	114.340	2,324,074.840	
VERISIGN INC	2,200	89.300	196,460.000	
VALERO ENERGY	10,892	72.940	794,462.480	
ULTA SALON COSME	1,300	170.980	222,274.000	
FNF GROUP	5,238	35.890	187,991.820	
UNIVERSAL HLTH-B	2,000	124.590	249,180.000	
ANTHEM INC	5,700	131.220	747,954.000	
WALT DISNEY CO	34,300	115.130	3,948,959.000	
WELLS FARGO & CO	103,072	55.390	5,709,158.080	
FOOT LOCKER INC	2,900	66.250	192,125.000	
WASTE MANAGEMENT	9,600	53.920	517,632.000	
WILLIAMS COS INC	15,100	36.140	545,714.000	
TRACTOR SUPPLY	2,900	91.410	265,089.000	
WHITING PETROLEU	4,400	15.940	70,136.000	
WHIRLPOOL CORP	1,700	166.290	282,693.000	
WAL-MART STORES	34,300	59.890	2,054,227.000	
ZIMMER BIOMET HO	3,700	101.000	373,700.000	
WEATHERFORD INTE	16,800	10.500	176,400.000	
WYNN RESORTS LTD	1,800	61.050	109,890.000	
XEROX CORP	22,944	10.630	243,894.720	
WABTEC CORP	2,100	81.000	170,100.000	
TJX COS INC	14,500	71.340	1,034,430.000	
WATERS CORP	1,800	134.100	241,380.000	
UNITED CONTINENT	2,000	56.820	113,640.000	
ALLERGAN PLC	8,307	319.760	2,656,246.320	
WHOLE FOODS MKT	7,800	29.410	229,398.000	
WALGREENS BOOTS	18,600	84.180	1,565,748.000	
WILLIS GRP HLDGS	3,400	46.130	156,842.000	
WESTERN DIGITAL	4,900	61.730	302,477.000	
WEC ENERGY GROUP	6,730	49.540	333,404.200	
PUB SERV ENTERP	10,900	39.120	426,408.000	
VISA INC-CLASS A	41,700	79.840	3,329,328.000	
PPL CORP	14,300	33.650	481,195.000	
PEPCO HOLDINGS	5,600	25.270	141,512.000	
PULTEGROUP INC	7,400	19.660	145,484.000	
PPG INDS INC	5,800	106.210	616,018.000	

NORTHERN TRUST	4,900	75.540	370,146.000	
PRECISION CASTPT	3,000	231.620	694,860.000	
NVIDIA CORP	11,650	31.390	365,693.500	
PNC FINANCIAL SE	11,093	95.480	1,059,159.640	
LIBERTY INTER-A	9,550	26.820	256,131.000	
TERADATA CORP	3,200	29.800	95,360.000	
TYSON FOODS-A	6,500	50.550	328,575.000	
NETFLIX INC	8,600	125.440	1,078,784.000	
THERMO FISHER	8,500	139.960	1,189,660.000	
NRG ENERGY	7,100	11.620	82,502.000	
TORCHMARK CORP	2,675	60.950	163,041.250	
FIRST REPUBLIC B	3,100	68.790	213,249.000	
TEXTRON INC	5,900	43.240	255,116.000	
TWENTY-FIRST C-A	26,650	29.540	787,241.000	
TWENTY-FIRST - B	9,600	29.900	287,040.000	
NEWS CORP-CL A	8,337	14.250	118,802.250	
OGE ENERGY CORP	4,200	25.940	108,948.000	
OMNICOM GROUP	5,300	73.690	390,557.000	
ORACLE CORP	73,183	39.180	2,867,309.940	
MASTERCARD INC-A	21,400	98.670	2,111,538.000	
ONEOK INC	4,600	29.460	135,516.000	
OCEANEERING INTL	2,100	43.070	90,447.000	
CENTURYLINK INC	12,095	27.060	327,290.700	
ROPER TECHNOLOGI	2,100	194.830	409,143.000	
YUM! BRANDS INC	9,200	72.960	671,232.000	
ALLIANCE DATA	1,300	285.530	371,189.000	
MOLSON COORS-B	3,300	93.370	308,121.000	
NOBLE ENERGY INC	8,900	36.550	325,295.000	
BANK OF AMERICA	222,301	17.480	3,885,821.480	
BIOMARIN PHARMAC	3,400	96.450	327,930.000	
NORDSTROM INC	3,000	57.610	172,830.000	
AMERICAN EXPRESS	19,500	71.850	1,401,075.000	
ANALOG DEVICES	6,700	60.450	405,015.000	
TD AMERITRADE HO	6,000	36.740	220,440.000	
AMERICAN INTERNA	28,572	63.680	1,819,464.960	
ASHLAND INC	1,400	112.390	157,346.000	
ANADARKO PETROLE	10,900	60.710	661,739.000	
SKYWORKS SOLUTIO	4,100	81.900	335,790.000	
ROYAL CARIBBEAN	3,800	92.500	351,500.000	

MALLINCKRODT	2,500	66.290	165,725.000	
AVERY DENNISON	1,900	66.170	125,723.000	
COGNIZANT TECH-A	13,100	64.730	847,963.000	
EMERSON ELEC CO	14,100	50.290	709,089.000	
AON PLC	6,000	94.650	567,900.000	
AMGEN INC	16,200	163.520	2,649,024.000	
CORE LABS NV	1,000	115.580	115,580.000	
COACH INC	5,900	31.820	187,738.000	
EATON CORP PLC	10,086	58.100	585,996.600	
CELGENE CORP	16,900	112.690	1,904,461.000	
CONSTELLATION-A	3,700	143.790	532,023.000	
APPLIED MATERIAL	26,000	18.620	484,120.000	
CIT GROUP INC	3,900	42.860	167,154.000	
CIMAREX ENERGY C	1,900	118.030	224,257.000	
CME GROUP INC	6,900	96.650	666,885.000	
NATL OILWELL VAR	8,244	37.350	307,913.400	
ECOLAB INC	5,800	118.910	689,678.000	
EQUIFAX INC	2,600	112.320	292,032.000	
GAP INC/THE	5,000	27.360	136,800.000	
GILEAD SCIENCES	31,100	108.000	3,358,800.000	
ST JUDE MEDICAL	5,900	63.660	375,594.000	
DR PEPPER SNAPPL	4,148	90.570	375,684.360	
HORMEL FOODS CRP	3,200	75.010	240,032.000	
STATE ST CORP	8,943	72.800	651,050.400	
STAPLES INC	13,600	12.310	167,416.000	
SUNTRUST BANKS	11,048	43.520	480,808.960	
SCHWAB (CHARLES)	25,200	33.740	850,248.000	
IHS INC-CLASS A	1,500	122.290	183,435.000	
BAXTER INTL INC	11,600	37.680	437,088.000	
B/E AEROSPACE IN	2,300	46.240	106,352.000	
CAMPBELL SOUP CO	4,000	53.100	212,400.000	
CROWN HOLDINGS I	3,100	51.940	161,014.000	
CHUBB CORP	4,900	130.600	639,940.000	
CARDINAL HEALTH	7,100	87.290	619,759.000	
FEDEX CORP	5,700	164.090	935,313.000	
CAPITAL ONE FINA	11,654	79.000	920,666.000	
FMC CORP	2,800	42.190	118,132.000	
FLEXTRONICS INTL	12,200	11.220	136,884.000	
CERNER CORP	6,600	59.610	393,426.000	

INTL FLVR & FRAG	1,800	119.850	215,730.000	
CITRIX SYSTEMS	3,400	76.850	261,290.000	
INTEL CORP	100,400	34.460	3,459,784.000	
CAMERON INTERNAT	4,100	68.040	278,964.000	
INTERPUBLIC GRP	8,800	23.150	203,720.000	
HARTFORD FINL SV	9,200	45.550	419,060.000	
ILLINOIS TOOL WO	7,000	93.200	652,400.000	
SIRIUS XM HOLDIN	55,300	4.135	228,665.500	
ILLUMINA INC	3,000	185.560	556,680.000	
CHESAPEAKE ENERG	11,900	5.260	62,594.000	
SEALED AIR CORP	4,400	45.270	199,188.000	
INTUITIVE SURGIC	800	519.240	415,392.000	
SNAP-ON INC	1,200	171.760	206,112.000	
CALPINE CORP	7,200	14.470	104,184.000	
CABLEVISION SY-A	4,300	30.280	130,204.000	
CARMAX INC	4,600	57.410	264,086.000	
COMERICA INC	4,000	46.390	185,560.000	
CHICAGO BRIDGE &	2,300	42.090	96,807.000	
DUKE ENERGY CORP	14,828	67.510	1,001,038.280	
TARGET CORP	13,000	73.440	954,720.000	
DOVER CORP	3,500	65.090	227,815.000	
VW GRAINGER INC	1,300	199.650	259,545.000	
JACOBS ENGIN GRP	2,600	43.470	113,022.000	
JOHNSON CONTROLS	14,200	45.700	648,940.000	
CINTAS CORP	2,100	92.010	193,221.000	
CA INC	7,105	28.200	200,361.000	
CONAGRA FOODS	9,000	41.650	374,850.000	
CLOROX CO	2,800	125.510	351,428.000	
ENTERGY CORP	3,800	66.170	251,446.000	
MICROSOFT CORP	161,400	53.930	8,704,302.000	
INCYTE CORP	3,400	116.750	396,950.000	
CVS HEALTH CORP	23,974	94.630	2,268,659.620	
MEDTRONIC PLC	30,188	76.460	2,308,174.480	
MICRON TECH	23,000	15.560	357,880.000	
BLACKROCK INC	2,600	358.390	931,814.000	
CENTERPOINT ENER	9,100	17.000	154,700.000	
HASBRO INC	2,400	75.370	180,888.000	
KELLOGG CO	5,600	69.270	387,912.000	
KEYCORP	18,400	13.140	241,776.000	

KANSAS CITY SOUT	2,400	92.260	221,424.000	
MONDELEZ INTER-A	34,711	44.420	1,541,862.620	
KOHL'S CORP	4,400	48.070	211,508.000	
COOPER COS INC	1,000	146.960	146,960.000	
NY COMM BANCORP	10,000	16.160	161,600.000	
APACHE CORP	8,110	49.420	400,796.200	
ACE LTD	7,000	115.060	805,420.000	
ARROW ELECTRONIC	2,000	56.770	113,540.000	
ALLSTATE CORP	8,900	62.840	559,276.000	
EBAY INC	23,700	29.100	689,670.000	
PAYPAL HOLDINGS	23,400	35.180	823,212.000	
EASTMAN CHEMICAL	3,200	71.260	228,032.000	
XILINX INC	5,600	49.230	275,688.000	
EXPRESS SCRIPTS	15,510	85.730	1,329,672.300	
DISH NETWORK-A	4,700	63.070	296,429.000	
YAHOO! INC	19,300	32.940	635,742.000	
ESTEE LAUDER	4,900	85.290	417,921.000	
TOLL BROTHERS	3,800	37.890	143,982.000	
TRIMBLE NAVIG	5,400	22.700	122,580.000	
LINEAR TECH CORP	5,300	45.470	240,991.000	
LENNAR CORP-A	3,900	51.960	202,644.000	
LEAR CORP	1,700	125.820	213,894.000	
E*TRADE FINANCIA	5,700	30.290	172,653.000	
HERTZ GLOBAL HOL	8,300	16.080	133,464.000	
PROGRESSIVE CORP	12,800	31.120	398,336.000	
PRAXAIR INC	6,200	113.910	706,242.000	
PACCAR INC	7,637	51.840	395,902.080	
PVH CORP	1,700	93.070	158,219.000	
EMC CORP/MA	41,100	25.400	1,043,940.000	
BIOGEN INC	5,030	293.210	1,474,846.300	
STARBUCKS CORP	32,100	62.180	1,995,978.000	
PERRIGO CO PLC	3,100	150.490	466,519.000	
EVERSOURCE ENERG	6,680	50.530	337,540.400	
INTUIT INC	5,700	100.180	571,026.000	
BORGWARNER INC	4,800	42.780	205,344.000	
BEST BUY CO INC	6,500	31.480	204,620.000	
BALL CORP	2,800	69.010	193,228.000	
BOSTON SCIENTIFC	28,847	18.330	528,765.510	
BED BATH & BEYOND	3,600	55.430	199,548.000	

	XL GROUP PLC	6,300	38.020	239,526.000	
	ELECTRONIC ARTS	6,800	68.880	468,384.000	
	VULCAN MATERIALS	2,900	103.990	301,571.000	
	VERTEX PHARM	5,200	133.060	691,912.000	
	VF CORP	7,100	65.330	463,843.000	
	CBS CORP-B	9,471	50.750	480,653.250	
	VIACOM INC-B	7,271	51.160	371,984.360	
	MOHAWK INDS	1,300	192.710	250,523.000	
	NUANCE COMMUNICA	6,000	21.040	126,240.000	
	VARIAN MEDICAL S	2,200	80.800	177,760.000	
	CARNIVAL CORP	8,700	50.840	442,308.000	
	COMCAST CORP-A	45,270	61.590	2,788,179.300	
	COMCAST CORP-SPL	8,400	61.640	517,776.000	
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 400,797,496.010 (49,225,948,460)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	MERLIN	14,100	4.075	57,457.500	
	TUI AG-DI	10,747	10.900	117,142.300	
	BP PLC	397,900	3.865	1,537,883.500	
	UNILEVER PLC	27,760	28.760	798,377.600	
	BARCLAYS PLC	365,700	2.243	820,265.100	
	ROLLS-ROYCE HOLD	39,400	6.065	238,961.000	
	ROLLS-ENTITLE	3,652,380	0.001	3,652.380	
	MARKS & SPENCER	35,300	5.000	176,500.000	
	RANDGOLD RES LTD	1,900	39.970	75,943.000	
	REXAM PLC	15,160	5.705	86,487.800	
	PRUDENTIAL PLC	56,300	15.485	871,805.500	
	INMARSAT PLC	9,400	11.130	104,622.000	
	ROYAL BK SCOTLAN	68,191	3.067	209,141.790	
	JOHNSON MATTHEY	4,409	27.990	123,407.910	
	BAE SYSTEMS PLC	67,700	5.195	351,701.500	
	AVIVA PLC	88,366	5.130	453,317.580	
	GLAXOSMITHKLINE	106,102	13.655	1,448,822.810	
	MELROSE INDUSTRI	24,042	2.859	68,736.070	
	ROYAL MAIL	17,100	4.896	83,721.600	
RELX PLC	24,746	11.970	296,209.620		
BG GROUP PLC	74,400	10.300	766,320.000		

DIAGEO PLC	54,900	19.245	1,056,550.500	
RIO TINTO PLC	27,600	21.990	606,924.000	
STANDARD CHARTER	55,700	5.585	311,084.500	
TESCO PLC	175,300	1.691	296,432.300	
FRESNILLO PLC	5,000	7.150	35,750.000	
SMITH & NEPHEW	19,300	11.210	216,353.000	
GLENORE PLC	236,925	0.918	217,497.150	
HARGREAVES LANSD	5,700	14.710	83,847.000	
SMITHS GRP PLC	8,433	10.300	86,859.900	
BABCOCK INTL GRP	6,100	10.840	66,124.000	
DIRECT LINE INSU	29,883	4.082	121,982.400	
DIXONS CARPHONE	20,900	4.816	100,654.400	
PEARSON PLC	17,363	8.290	143,939.270	
SAINSBURY PLC	28,525	2.561	73,052.520	
NEXT PLC	3,100	79.200	245,520.000	
TAYLOR WIMPEY PL	68,900	1.887	130,014.300	
WHITBREAD PLC	4,011	44.310	177,727.410	
IMI PLC	5,850	9.405	55,019.250	
BUNZL PLC	7,255	19.040	138,135.200	
ABERDEEN ASSET	20,600	3.348	68,968.800	
GKN PLC	36,500	2.984	108,916.000	
SPORTS DIRECT IN	5,500	7.115	39,132.500	
VODAFONE GROUP	577,383	2.258	1,303,730.810	
CRODA INTL.	3,100	27.700	85,870.000	
KINGFISHER PLC	51,911	3.501	181,740.410	
WPP PLC	28,200	15.410	434,562.000	
UNITED UTILITIES	14,727	9.785	144,103.690	
SEVERN TRENT	5,133	22.480	115,389.840	
RECKITT BENCKISE	13,900	63.090	876,951.000	
ST JAMES'S PLACE	11,000	10.090	110,990.000	
SCHRODERS PLC	2,700	29.900	80,730.000	
TATE & LYLE	10,100	5.915	59,741.500	
AMEC FOSTER WHEE	8,600	4.332	37,255.200	
SSE PLC	21,400	14.600	312,440.000	
WEIR GROUP PLC	4,800	11.740	56,352.000	
BARRATT DEV	21,200	5.875	124,550.000	
ASTRAZENECA PLC	27,600	45.125	1,245,450.000	
WOLSELEY PLC	5,615	38.060	213,706.900	
LEGAL & GEN GRP	130,600	2.728	356,276.800	

3I GROUP PLC	21,091	5.010	105,665.910	
SKY PLC	22,200	11.210	248,862.000	
ASHTED GROUP	11,200	10.840	121,408.000	
SAGE GROUP	24,114	5.745	138,534.930	
NATIONAL GRID PL	81,328	9.326	758,464.920	
LLOYDS BANKING	1,246,965	0.734	915,272.310	
RSA INSURANCE G	21,760	4.368	95,047.680	
IMPERIAL TOBACCO	20,700	36.110	747,477.000	
CENTRICA PLC	107,160	2.208	236,609.280	
ARM HOLDINGS	30,500	11.170	340,685.000	
BRIT AMER TOBACC	40,660	38.985	1,585,130.100	
ICAP PLC	12,000	5.065	60,780.000	
SABMILLER PLC	21,000	40.280	845,880.000	
BHP BILLITON PLC	45,577	8.076	368,079.850	
ASSOC BRIT FOODS	7,700	35.160	270,732.000	
HSBC HLDGS PLC	425,500	5.349	2,275,999.500	
SHIRE PLC	12,800	46.650	597,120.000	
OLD MUTUAL PLC	104,025	2.102	218,660.550	
ANGLO AMER PLC	29,883	4.001	119,561.880	
MONDI PLC	7,500	15.240	114,300.000	
WM MORRISON SUP	50,900	1.546	78,691.400	
CARNIVAL PLC	4,161	34.630	144,095.430	
EASYJET PLC	3,500	16.320	57,120.000	
COMPASS GROUP	36,641	11.410	418,073.810	
PERSIMMON	6,800	18.770	127,636.000	
BT GROUP PLC	182,600	4.998	912,634.800	
COCA-COLA HBC AG	4,400	16.200	71,280.000	
WILLIAM HILL	19,200	3.555	68,256.000	
BURBERRY GROUP	9,589	12.450	119,383.050	
INTERCONTINENTAL	5,073	24.890	126,266.970	
AGGREKO PLC	5,468	10.050	54,953.400	
CAPITA PLC	14,290	12.670	181,054.300	
TRAVIS PERKINS	5,300	20.060	106,318.000	
INTERTEK GROUP	3,500	27.560	96,460.000	
ITV PLC	82,500	2.676	220,770.000	
PETROFAC LTD	5,600	7.925	44,380.000	
LONDON STOCK EX	6,649	26.450	175,866.050	
ROYAL DUTCH SH-A	84,900	16.565	1,406,368.500	
ROYAL DUTCH SH-B	53,381	16.735	893,331.030	

	MEGGITT PLC	17,700	3.870	68,499.000	
	G4S PLC	34,600	2.234	77,296.400	
	COBHAM PLC	25,600	3.007	76,979.200	
	ADMIRAL GROUP	4,600	16.210	74,566.000	
	INVESTEC PLC	12,300	5.670	69,741.000	
	ANTOFAGASTA PLC	8,600	4.967	42,716.200	
	STANDARD LIFE	42,463	4.181	177,537.800	
	EXPERIAN PLC	20,954	12.220	256,057.880	
イギリス・ポンド 小計				イギリス・ポンド 35,121,404.240 (6,483,411,223)	
イスラエル・ シュケル		株	イスラエル・シュケル	イスラエル・シュケル	
	BEZEQ THE ISRAEL	56,400	8.240	464,736.000	
	ISRAEL CHEMICALS	14,000	18.920	264,880.000	
	TEVA PHARMA	18,900	244.900	4,628,610.000	
	BANK HAPOALIM	26,500	20.310	538,215.000	
	BANK LEUMI LE-IS	37,600	14.020	527,152.000	
	NICE SYSTEMS LTD	1,700	241.600	410,720.000	
イスラエル・シュケル 小計				イスラエル・シュケル 6,834,313.000 (216,100,977)	
オーストラリ ア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	MEDIBANK PRIVATE	54,500	2.290	124,805.000	
	BHP BILLITON LTD	70,200	18.770	1,317,654.000	
	SOUTH32 LTD	118,200	1.225	144,795.000	
	LENDLEASE GROUP	12,100	12.800	154,880.000	
	ASCIANO LTD	21,600	8.710	188,136.000	
	ALUMINA LTD	69,900	1.155	80,734.500	
	WOODSIDE PETRO	16,100	30.250	487,025.000	
	FORTESCUE METALS	39,700	2.060	81,782.000	
	BENDIGO AND ADEL	11,800	11.130	131,334.000	
	NATL AUST BANK	57,000	29.690	1,692,330.000	
	WESTPAC BANKING	67,998	32.120	2,184,095.760	
	SANTOS LTD	22,000	4.030	88,660.000	
	AUST AND NZ BANK	60,200	27.340	1,645,868.000	
	RIO TINTO LTD	9,700	46.230	448,431.000	
ORIGIN ENERGY	36,400	5.600	203,840.000		
AMCOR LTD	26,700	13.750	367,125.000		

AURIZON HOLDINGS	46,800	5.520	258,336.000	
SEEK LTD	7,500	13.860	103,950.000	
TREASURY WINE ES	14,600	7.580	110,668.000	
NEWCREST MINING	17,600	11.350	199,760.000	
INCITEC PIVOT LT	45,600	3.790	172,824.000	
COMMONW BK AUSTR	37,000	80.120	2,964,440.000	
CALTEX AUST LTD	6,000	34.250	205,500.000	
ORICA LTD	8,300	15.850	131,555.000	
QBE INSURANCE	30,600	12.490	382,194.000	
CIMIC GROUP LTD	2,900	25.400	73,660.000	
WOOLWORTHS LTD	28,100	23.760	667,656.000	
COCA-COLA AMATIL	13,700	9.300	127,410.000	
TABCORP HLDGS	20,500	4.600	94,300.000	
CROWN RESORTS LT	10,600	11.520	122,112.000	
QANTAS AIRWAYS	14,554	3.780	55,014.120	
TELSTRA CORP	93,600	5.400	505,440.000	
AMP LTD	66,500	5.800	385,700.000	
JAMES HARDIE-CDI	11,400	16.360	186,504.000	
MACQUARIE GROUP	6,484	81.500	528,446.000	
CSL LTD	10,300	99.650	1,026,395.000	
WESFARMERS LTD	24,445	38.320	936,732.400	
COCHLEAR LTD	1,700	93.790	159,443.000	
SUNCORP GROUP LT	28,700	13.470	386,589.000	
BORAL LTD	22,700	5.680	128,936.000	
ASX LTD	4,200	41.450	174,090.000	
COMPUTERSHARE LT	13,900	11.600	161,240.000	
HARVEY NORMAN	14,000	4.060	56,840.000	
INSURANCE AUSTR	51,100	5.590	285,649.000	
SONIC HEALTHCARE	9,500	20.150	191,425.000	
TRANSURBAN GROUP	42,400	10.510	445,624.000	
TRANSURBAN GR-RT	2,355	0.660	1,554.300	
ILUKA RESOURCES	12,000	6.020	72,240.000	
SYDNEY AIRPORT	25,100	6.550	164,405.000	
TATTS GROUP LTD	36,900	4.190	154,611.000	
AGL ENERGY LTD	15,200	16.720	254,144.000	
BRAMBLES LTD	34,900	10.900	380,410.000	
APA GROUP	24,200	9.080	219,736.000	
RAMSAY HEALTH	2,900	66.510	192,879.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル	

				22,009,907.080 (1,939,513,012)	
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	IMPERIAL OIL	6,600	42.390	279,774.000	
	CONSTELLATION SO	400	568.150	227,260.000	
	PRAIRIESKY ROYAL	3,000	25.460	76,380.000	
	RESTAURANT BRAND	4,387	49.320	216,366.840	
	SILVER WHEATON	9,000	16.980	152,820.000	
	INTACT FINANCIAL	2,900	88.430	256,447.000	
	BCE INC	3,430	57.130	195,955.900	
	FRANCO-NEVADA CO	3,500	63.100	220,850.000	
	SUNCOR ENERGY	31,880	36.280	1,156,606.400	
	METRO INC	5,500	38.750	213,125.000	
	NATL BK CANADA	7,000	43.640	305,480.000	
	BANK OF NOVA SCO	26,600	60.830	1,618,078.000	
	CAN IMPL BK COMM	8,700	99.940	869,478.000	
	TORONTO-DOM BANK	40,400	54.480	2,200,992.000	
	GREAT-WEST LIFEC	6,700	36.090	241,803.000	
	MEG ENERGY CORP	3,800	10.560	40,128.000	
	ROYAL BANK OF CA	31,500	75.250	2,370,375.000	
	TOURMALINE OIL C	3,800	25.280	96,064.000	
	VERMILION ENERGY	2,500	39.490	98,725.000	
	TRANSCANADA CORP	15,400	42.430	653,422.000	
	PEMBINA PIPELINE	7,500	30.510	228,825.000	
	BOMBARDIER INC-B	36,600	1.290	47,214.000	
	BARRICK GOLD CRP	24,500	9.470	232,015.000	
	CAE INC	7,400	15.060	111,444.000	
	THOMSON REUTERS	7,804	53.470	417,279.880	
	POTASH CORP SAS	17,800	26.100	464,580.000	
	EMPIRE CO LTD A	3,900	26.800	104,520.000	
	WEST FRASER TIMB	1,400	53.720	75,208.000	
	VERESEN INC	6,200	10.360	64,232.000	
	LOBLAW COS LTD	4,860	67.520	328,147.200	
	CAN UTILITIES-A	2,800	32.690	91,532.000	
	ROGERS COMMUNI-B	8,100	51.450	416,745.000	
	AGNICO EAGLE MIN	4,800	34.830	167,184.000	
	KINROSS GOLD	29,500	2.530	74,635.000	
	BANK OF MONTREAL	14,300	76.640	1,095,952.000	
	POWER CORP CDA	8,000	31.180	249,440.000	

METHANEX CORP	2,200	50.850	111,870.000	
CAMECO CORP	9,200	16.100	148,120.000	
TELUS CORP	5,400	41.970	226,638.000	
POWER FINANCIAL	5,600	33.790	189,224.000	
TECK RESOURCES-B	12,100	5.500	66,550.000	
CANADIAN TIRE-A	1,700	124.220	211,174.000	
TURQUOISE HILL R	20,800	3.560	74,048.000	
AGRIUM INC	2,900	128.260	371,954.000	
CAN NATURAL RES	24,300	31.770	772,011.000	
FAIRFAX FINL HLD	450	670.000	301,500.000	
MAGNA INTL	8,900	60.110	534,979.000	
WESTON (GEORGE)	1,100	109.730	120,703.000	
BLACKBERRY LTD	11,900	10.410	123,879.000	
SUN LIFE FINANCI	13,200	43.850	578,820.000	
ENBRIDGE INC	18,900	46.550	879,795.000	
BROOKFIELD ASS-A	19,000	45.480	864,120.000	
MANULIFE FIN	42,500	21.800	926,500.000	
VALEANT PHARMACE	7,100	115.220	818,062.000	
GOLDCORP INC	17,759	15.460	274,554.140	
ENCANA CORP	18,400	10.850	199,640.000	
CANADIAN PACIFIC	3,400	194.830	662,422.000	
IND ALLIANCE INS	2,800	43.410	121,548.000	
GILDAN ACTIVEWEA	5,200	41.700	216,840.000	
CAN NATL RAILWAY	17,600	79.670	1,402,192.000	
CGI GROUP INC-A	4,900	57.410	281,309.000	
HUSKY ENERGY INC	7,400	17.930	132,682.000	
ONEX CORP	2,000	81.860	163,720.000	
SHAW COMM-B	8,700	27.470	238,989.000	
FINNING INTL INC	3,900	19.210	74,919.000	
SNC-LAVALIN GRP	3,400	41.900	142,460.000	
ELDORADO GOLD	17,200	3.970	68,284.000	
IGM FINANCIAL IN	2,300	37.960	87,308.000	
OPEN TEXT CORP	2,800	64.440	180,432.000	
CI FINANCIAL COR	4,800	31.480	151,104.000	
SAPUTO INC	5,800	32.830	190,414.000	
FIRST QUANTUM	14,700	4.800	70,560.000	
ALIMEN COUCHE-B	9,000	61.780	556,020.000	
YAMANA GOLD INC	20,100	2.680	53,868.000	
FORTIS INC	6,100	36.840	224,724.000	

	CRESCENT POINT	10,500	17.140	179,970.000	
	CENOVUS ENERGY	18,300	19.470	356,301.000	
	DOLLARAMA INC	2,700	90.070	243,189.000	
	ALTAGAS LTD	3,100	31.430	97,433.000	
	KEYERA CORP	4,000	38.670	154,680.000	
	PEYTO EXPL & DEV	3,400	26.750	90,950.000	
	INTER PIPELINE L	7,400	23.100	170,940.000	
	CANADIAN OIL SAN	11,200	8.330	93,296.000	
	ARC RESOURCES LT	7,500	18.160	136,200.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 29,995,978.360 (2,753,330,854)	
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	UNITED OVERSEAS	29,000	19.230	557,670.000	
	DBS GROUP HLDGS	38,500	16.600	639,100.000	
	SINGAPORE AIRLIN	12,470	10.280	128,191.600	
	KEPPEL CORP LTD	31,500	6.610	208,215.000	
	UOL GROUP LTD	13,200	6.060	79,992.000	
	CITY DEVELOPS	11,200	7.350	82,320.000	
	CAPITALAND LTD	59,000	3.040	179,360.000	
	SEMBCORP MARINE	25,000	2.090	52,250.000	
	SINGAP PRESS HLG	41,000	4.000	164,000.000	
	JARDINE CYCLE &	3,000	32.140	96,420.000	
	OCBC BANK	67,000	8.680	581,560.000	
	GENTING SINGAPOR	153,000	0.750	114,750.000	
	SINGAPORE TELECO	175,050	3.800	665,190.000	
	NOBLE GROUP LTD	115,181	0.400	46,072.400	
	SINGAP TECH ENG	35,000	2.890	101,150.000	
	SEMBCORP INDUS	29,000	3.350	97,150.000	
	GOLDEN AGRI-RESO	219,400	0.355	77,887.000	
	SINGAPORE EXCH	19,000	7.510	142,690.000	
	COMFORTDELGRO CO	46,800	2.930	137,124.000	
	WILMAR INTERNATI	56,000	2.900	162,400.000	
	GLOBAL LOGISTIC	69,000	2.000	138,000.000	
シンガポール・ドル 小計				シンガポール・ドル 4,451,492.000 (386,656,595)	
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン	
	DUFY AG-REG	900	120.100	108,090.000	

UBS GROUP AG	80,200	19.800	1,587,960.000	
ADECCO SA-REG	3,700	69.850	258,445.000	
ROCHE HLDG-GENUS	15,350	275.500	4,228,925.000	
PARGESA HOLDI-BR	800	64.350	51,480.000	
SIKA AG-BR	54	3,418.000	184,572.000	
LINDT&SPRUENGLI	2	73,490.000	146,980.000	
ABB LTD-REG	48,300	19.300	932,190.000	
ARYZTA AG	2,100	45.700	95,970.000	
TRANSOCEAN LTD	8,450	14.680	124,046.000	
SWISS RE AG	7,800	98.300	766,740.000	
NESTLE SA-REG	69,950	76.400	5,344,180.000	
PARTNERS GROUP J	350	375.000	131,250.000	
SCHINDLER HLD-PC	1,000	168.000	168,000.000	
CREDIT SUISS-REG	34,120	22.040	752,004.800	
JULIUS BAER GROU	5,200	48.870	254,124.000	
SULZER AG-REG	650	104.900	68,185.000	
SGS SA-REG	130	1,950.000	253,500.000	
SWATCH GROUP-BR	700	357.400	250,180.000	
ZURICH INSURANCE	3,332	272.100	906,637.200	
BALOISE HOL-REG	1,200	125.600	150,720.000	
NOVARTIS AG-REG	49,650	88.750	4,406,437.500	
CIE FINANCI-REG	11,450	76.850	879,932.500	
SWISSCOM AG-REG	550	513.000	282,150.000	
GEBERIT AG-REG	800	341.500	273,200.000	
GIVAUDAN-REG	210	1,845.000	387,450.000	
ACTELION LTD-REG	2,300	142.900	328,670.000	
SYNGENTA AG-REG	2,012	378.000	760,536.000	
SONOVA HOLDING A	1,300	129.300	168,090.000	
LONZA GROUP -REG	1,300	162.000	210,600.000	
SWATCH GROUP/THE	1,100	67.200	73,920.000	
LAFARGEHOLCIM-RE	9,540	55.050	525,177.000	
SWISS LIFE H AG	800	258.900	207,120.000	
KUEHNE & NAGEL-R	1,250	137.600	172,000.000	
SWISS PRIME -REG	1,400	77.250	108,150.000	
スイス・フラン 小計			スイス・フラン 25,547,612.000 (3,044,508,922)	
スウェーデン・ クローナ		株	スウェーデン・クロー ナ	スウェーデン・クロー ナ

	ICA GRUPPEN AB	1,300	318.700	414,310.000	
	ERICSSON LM-B	65,530	83.950	5,501,243.500	
	VOLVO AB-B	32,400	88.350	2,862,540.000	
	MILLICOM INT-SDR	1,500	510.500	765,750.000	
	SKF AB- B SHARES	8,650	148.500	1,284,525.000	
	ELECTROLUX AB-B	5,450	249.900	1,361,955.000	
	NORDEA BANK AB	65,450	96.250	6,299,562.500	
	SWEDISH MATCH AB	4,550	297.200	1,352,260.000	
	TELE2 AB-B SHS	8,950	87.850	786,257.500	
	GETINGE AB-B SHS	4,700	220.200	1,034,940.000	
	SEB AB-A	32,050	92.200	2,955,010.000	
	SVENSKA HAN-A	32,100	116.100	3,726,810.000	
	SWEDBANK AB-A	19,900	192.100	3,822,790.000	
	HENNES & MAURI-B	20,800	319.500	6,645,600.000	
	SVENSKA CELL-B	12,400	254.200	3,152,080.000	
	SKANSKA AB-B	8,250	172.400	1,422,300.000	
	SANDVIK AB	22,350	87.850	1,963,447.500	
	INVESTOR AB-B	10,100	330.400	3,337,040.000	
	ATLAS COPCO-A	14,400	232.300	3,345,120.000	
	SECURITAS AB-B	9,200	132.000	1,214,400.000	
	TELIASONERA AB	55,800	42.800	2,388,240.000	
	ALFA LAVAL AB	7,000	159.800	1,118,600.000	
	ATLAS COPCO-B	8,300	214.800	1,782,840.000	
	ASSA ABLOY AB-B	21,100	183.500	3,871,850.000	
	LUNDIN PETROLEUM	6,400	135.200	865,280.000	
	BOLIDEN AB	6,000	156.800	940,800.000	
	HUSQVARNA-B SHS	12,550	56.100	704,055.000	
	KINNEVIK-B SHS	5,300	264.800	1,403,440.000	
	HEXAGON AB-B	5,550	314.600	1,746,030.000	
	スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クロー ナ 68,069,076.000 (955,009,136)	
デンマーク・ク ローネ		株	デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	NOVO NORDISK-B	42,800	386.000	16,520,800.000	
	DANSKE BANK A/S	15,250	183.800	2,802,950.000	
	AP MOELLER-A	95	10,200.000	969,000.000	
	VESTAS WIND SYST	5,200	453.700	2,359,240.000	
	TDC A/S	19,300	37.180	717,574.000	

	CARLSBERG-B	2,450	588.000	1,440,600.000	
	NOVOZYMES-B SHS	5,500	335.700	1,846,350.000	
	COLOPLAST-B	2,500	568.500	1,421,250.000	
	DSV A/S	4,200	275.100	1,155,420.000	
	WILLIAM DEMANT	675	670.500	452,587.500	
	AP MOELLER-B	160	10,410.000	1,665,600.000	
	PANDORA A/S	2,500	824.500	2,061,250.000	
デンマーク・クローネ 小計				デンマーク・クローネ 33,412,621.500 (581,713,740)	
ニュージーランド・ドル		株	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	
	SPARK NEW ZEALAN	52,689	3.310	174,400.590	
	AUCKLAND AIRPORT	23,400	5.300	124,020.000	
	CONTACT ENERGY	13,000	5.060	65,780.000	
	FLETCHER BLDG	20,100	7.190	144,519.000	
ニュージーランド・ドル 小計				ニュージーランド・ドル 508,719.590 (40,712,829)	
ノルウェー・クローネ		株	ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
	NORSK HYDRO ASA	29,900	33.680	1,007,032.000	
	DNB ASA	21,150	111.900	2,366,685.000	
	ORKLA ASA	19,050	70.350	1,340,167.500	
	TELENOR ASA	15,800	153.800	2,430,040.000	
	STATOIL ASA	24,173	134.400	3,248,851.200	
	YARA INTL ASA	3,760	388.300	1,460,008.000	
	GJENSIDIGE FORSI	3,950	140.100	553,395.000	
ノルウェー・クローネ 小計				ノルウェー・クローネ 12,406,178.700 (175,051,181)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	BAYER AG-REG	18,050	125.800	2,270,690.000	
	EVONIK INDUSTRIE	3,000	33.015	99,045.000	
	DEUTSCHE BANK-RG	29,950	23.995	718,650.250	
	COMMERZBANK	22,985	10.335	237,549.970	
	VOLKSWAGEN AG	800	134.250	107,400.000	
	VOLKSWAGEN-PREF	3,550	123.850	439,667.500	
	MAN SE	850	93.910	79,823.500	

SIEMENS AG-REG	17,300	96.870	1,675,851.000	
E.ON SE	44,500	9.004	400,678.000	
BAYER MOTOREN WK	7,250	101.500	735,875.000	
GEA GROUP AG	4,200	38.155	160,251.000	
OSRAM LICHT AG	1,910	39.130	74,738.300	
CONTINENTAL AG	2,450	225.550	552,597.500	
BASF SE	20,100	77.880	1,565,388.000	
LINDE AG	4,050	168.300	681,615.000	
K+S AG-REG	4,400	26.395	116,138.000	
ALLIANZ SE-VINK	9,850	167.300	1,647,905.000	
THYSSENKRUPP AG	7,800	19.835	154,713.000	
HENKEL AG -PFD	3,900	108.500	423,150.000	
RWE AG	10,800	10.870	117,396.000	
DEUTSCHE LUFT-RG	5,050	13.375	67,543.750	
FRAPORT AG	900	57.300	51,570.000	
BRENNTAG AG	3,400	50.930	173,162.000	
FRESENIUS SE & C	8,400	69.590	584,556.000	
UNITED INTERN-RE	2,700	50.110	135,297.000	
SAP SE	21,492	74.540	1,602,013.680	
MUENCHENER RUE-R	3,650	188.950	689,667.500	
HEIDELBERGCEMENT	3,100	74.740	231,694.000	
PORSCHE AUTO-PRF	3,400	48.095	163,523.000	
BEIERSDORF AG	2,150	88.810	190,941.500	
MERCK KGAA	2,900	96.390	279,531.000	
ADIDAS AG	4,570	89.470	408,877.900	
HENKEL AG & CO K	2,200	92.690	203,918.000	
METRO AG	3,700	31.485	116,494.500	
DEUTSCHE TELEKOM	69,400	17.480	1,213,112.000	
FRESENIUS MEDICA	4,850	78.910	382,713.500	
DAIMLER AG	21,050	82.450	1,735,572.500	
QIAGEN NV	4,850	25.205	122,244.250	
INFINEON TECH	24,750	13.600	336,600.000	
HANNOVER RUECK S	1,400	110.450	154,630.000	
DEUTSCHE POST-RG	21,200	27.555	584,166.000	
DEUTSCHE BOERSE	4,150	80.850	335,527.500	
PROSIEBENSAT.1 M	4,750	49.595	235,576.250	
LANXESS AG	1,950	47.400	92,430.000	
DEUTSCHE WOHN-BR	7,650	25.770	197,140.500	
SYMRISE AG	2,800	62.540	175,112.000	

KABEL DEUTSCHLAN	550	115.850	63,717.500	
TELEFONICA DEUTS	12,800	5.388	68,966.400	
HUGO BOSS -ORD	1,400	81.590	114,226.000	
RTL GROUP	1,000	83.400	83,400.000	
VONOVIA SE	10,400	30.295	315,068.000	
KONINKLIJKE PHIL	20,476	25.815	528,587.940	
NN GROUP	4,800	32.805	157,464.000	
ARCELORMITTAL	21,300	4.577	97,490.100	
UNILEVER NV-CVA	35,150	42.320	1,487,548.000	
HEINEKEN NV	5,100	84.970	433,347.000	
RELX NV	21,419	16.405	351,378.690	
AEGON NV	40,744	5.800	236,315.200	
AHOLD NV	19,293	20.610	397,628.730	
AKZO NOBEL	5,500	66.290	364,595.000	
DSM (KONIN)	3,800	47.855	181,849.000	
WOLTERS KLUWER	6,900	32.850	226,665.000	
BOSKALIS WESTMIN	2,100	42.425	89,092.500	
ING GROEP NV	84,750	13.175	1,116,581.250	
KPN (KONIN) NV	68,450	3.599	246,351.550	
ASML HOLDING NV	7,430	87.340	648,936.200	
TNT EXPRESS	10,195	7.694	78,440.330	
VOPAK	2,000	40.725	81,450.000	
RANDSTAD HOLDING	2,650	58.690	155,528.500	
HEINEKEN HLDG	2,300	74.500	171,350.000	
GEMALTO	1,700	59.670	101,439.000	
OCI NV	2,300	23.470	53,981.000	
ALTICE NV -A	5,700	14.520	82,764.000	
ALTICE NV -B	1,900	14.855	28,224.500	
NUMERICABLE-SFR	2,300	40.480	93,104.000	
TOTAL SA	47,100	46.620	2,195,802.000	
MICHELIN	4,000	94.850	379,400.000	
AIR LIQUIDE SA	7,548	116.000	875,568.000	
KERING	1,600	161.850	258,960.000	
SCHNEIDER ELECTR	12,300	58.940	724,962.000	
BOUYGUES SA	4,250	35.400	150,450.000	
BNP PARIBAS	23,150	56.020	1,296,863.000	
PEUGEOT SA	9,350	16.350	152,872.500	
NATIXIS	20,150	5.662	114,089.300	
THALES SA	2,250	70.060	157,635.000	

DANONE	12,600	65.020	819,252.000
CARREFOUR SA	12,100	29.345	355,074.500
SUEZ ENVIRONNEME	6,375	18.025	114,909.370
VIVENDI	25,041	20.055	502,197.250
L'OREAL	5,500	168.750	928,125.000
SAINT GOBAIN	10,500	41.295	433,597.500
LEGRAND SA	5,717	54.790	313,234.430
ALCATEL-LUCENT	60,200	3.709	223,281.800
CASINO GUICHARD	1,300	53.820	69,966.000
PERNOD RICARD SA	4,717	107.800	508,492.600
BIC	600	154.950	92,970.000
EURAZEO	1,024	62.940	64,450.560
REXEL SA	6,050	12.815	77,530.750
SOC GENERALE SA	15,800	44.810	707,998.000
LVMH MOET HENNE	6,050	155.950	943,497.500
ACCOR SA	4,400	39.425	173,470.000
CAP GEMINI	3,500	85.060	297,710.000
VALEO SA	1,650	145.000	239,250.000
PUBLICIS GROUPE	4,100	59.540	244,114.000
BUREAU VERITAS S	6,050	19.535	118,186.750
SODEXO	2,050	92.840	190,322.000
INGENICO GROUP	1,200	117.350	140,820.000
ZODIAC AEROSPACE	4,200	25.065	105,273.000
ESSILOR INTL	4,450	123.350	548,907.500
AXA	42,900	25.545	1,095,880.500
CHRISTIAN DIOR	1,200	170.900	205,080.000
LAGARDERE SCA	2,650	27.800	73,670.000
TECHNIP SA	2,200	49.400	108,680.000
EDENRED	4,750	19.465	92,458.750
RENAULT SA	4,150	94.080	390,432.000
HERMES INTL	570	331.100	188,727.000
STMICROELECTRONI	13,700	6.865	94,050.500
ATOS SE	1,800	76.180	137,124.000
DASSAULT SYSTEME	2,800	75.040	210,112.000
WENDEL	600	112.000	67,200.000
ORANGE	43,300	16.620	719,646.000
ALSTOM	4,650	29.040	135,036.000
CNP ASSURANCES	3,750	13.150	49,312.500
SANOFI	25,425	83.830	2,131,377.750

VINCI SA	10,350	62.110	642,838.500
AIRBUS GROUP SE	12,800	67.950	869,760.000
VEOLIA ENVIRONNE	9,350	22.890	214,021.500
CREDIT AGRICOLE	22,100	11.395	251,829.500
ENGIE	31,673	16.290	515,953.170
IMERYS SA	900	63.570	57,213.000
EDF	5,550	14.185	78,726.750
SES	6,950	26.605	184,904.750
SAFRAN SA	6,350	68.890	437,451.500
ILIAD SA	600	210.450	126,270.000
ARKEMA	1,550	66.590	103,214.500
ADP	750	106.400	79,800.000
EUTELSAT COMMUNI	4,050	28.145	113,987.250
SCOR SE	3,400	37.005	125,817.000
GROUPE EUROTUNNE	10,450	12.055	125,974.750
BOLLORE	16,600	4.361	72,392.600
UCB SA	2,750	83.110	228,552.500
KBC GROEP	5,450	56.500	307,925.000
COLRUYT SA	2,000	46.940	93,880.000
DELHAIZE GROUP	2,300	94.700	217,810.000
GROUPE BRUX LAMB	1,700	77.510	131,767.000
SOLVAY SA-A	1,250	107.350	134,187.500
UMICORE	2,950	38.800	114,460.000
ANHEUSER-BUSCH I	17,400	122.650	2,134,110.000
AGEAS	4,790	41.315	197,898.850
PROXIMUS	3,500	31.655	110,792.500
UNIPOLSAI SPA	21,750	2.420	52,635.000
BANCO POPOLARE S	8,300	13.610	112,963.000
PRYSMIAN SPA	5,700	20.580	117,306.000
GENERALI ASSIC	25,343	17.810	451,358.830
SAIPEM SPA	6,100	8.130	49,593.000
MEDIOBANCA	14,615	9.035	132,046.520
TENARIS SA	10,550	12.110	127,760.500
UNICREDIT SPA	103,769	5.545	575,399.100
TELECOM ITALIA S	245,782	1.232	302,803.420
TELECOM ITAL-RSP	134,950	1.095	147,770.250
INTESA SANPAOLO	274,597	3.214	882,554.750
ATLANTIA SPA	8,907	24.770	220,626.390
ENI SPA	54,400	15.310	832,864.000

FINMECCANICA SPA	11,225	13.710	153,894.750	
BANCA MONTE DEI	50,815	1.490	75,714.350	
ENEL SPA	151,500	4.154	629,331.000	
SNAM SPA	44,400	4.830	214,452.000	
LUXOTTICA GROUP	3,700	62.650	231,805.000	
UBI BANCA SPA	19,600	6.405	125,538.000	
TERNA SPA	32,200	4.650	149,730.000	
ENEL GREEN POWER	40,400	1.990	80,396.000	
EXOR	2,100	41.590	87,339.000	
CNH INDUSTRIAL N	20,900	6.835	142,851.500	
FIAT CHRYSLER AU	19,350	13.500	261,225.000	
TELEFONICA	96,927	11.635	1,127,745.640	
ENDESA	6,850	19.445	133,198.250	
BANCO POPULAR	40,473	3.316	134,208.460	
BBVA	137,112	7.819	1,072,078.720	
IBERDROLA SA	116,234	6.666	774,815.840	
BANCO SABADELL	107,716	1.714	184,625.220	
BANKINTER	13,100	6.757	88,516.700	
REPSOL SA	22,300	12.330	274,959.000	
GRIFOLS SA	3,350	44.800	150,080.000	
BANCO SANTANDER	312,150	5.117	1,597,271.550	
ABERTIS	10,100	14.515	146,601.500	
AMADEUS IT HOLDI	9,600	37.465	359,664.000	
GAS NATURAL SDG	7,450	20.450	152,352.500	
MAPFRE SA	21,450	2.594	55,641.300	
CAIXABANK S.A	53,800	3.449	185,556.200	
ZARDOYA OTIS	4,550	11.110	50,550.500	
INTL CONS AIRLIN	18,000	8.030	144,540.000	
ACS	3,776	30.905	116,697.280	
AENA SA	1,450	104.150	151,017.500	
INDITEX	23,900	33.465	799,813.500	
ENAGAS SA	4,700	28.430	133,621.000	
RED ELECTRICA	2,500	81.230	203,075.000	
FERROVIAL SA	9,800	22.410	219,618.000	
DISTRIBUIDORA IN	18,700	5.877	109,899.900	
BANKIA SA	108,422	1.161	125,877.940	
UPM-KYMMENE OYJ	11,300	17.920	202,496.000	
NOKIA OYJ	77,650	6.815	529,184.750	
WARTSILA OYJ ABP	3,200	42.240	135,168.000	

	STORA ENSO OYJ-R	13,100	9.255	121,240.500	
	METSO OYJ	3,000	23.320	69,960.000	
	ELISA OYJ	3,550	35.190	124,924.500	
	SAMPO OYJ-A SHS	9,650	46.800	451,620.000	
	FORTUM OYJ	9,450	13.910	131,449.500	
	KONE OYJ-B	6,650	40.230	267,529.500	
	NOKIAN RENKAAT	3,000	36.140	108,420.000	
	NESTE OYJ	3,450	26.210	90,424.500	
	ORION OYJ-CL B	2,050	32.710	67,055.500	
	OMV AG	3,550	26.625	94,518.750	
	ERSTE GROUP BANK	5,550	28.080	155,844.000	
	VOESTALPINE AG	2,850	31.035	88,449.750	
	RAIFFEISEN BANK	2,400	14.905	35,772.000	
	ANDRITZ AG	1,600	49.770	79,632.000	
	BANK IRELAND	661,800	0.355	234,939.000	
	JERONIMO MARTINS	6,000	12.890	77,340.000	
	EDP	49,500	3.238	160,281.000	
	GALP ENERGIA	10,350	9.890	102,361.500	
	KERRY GROUP-A	3,400	74.750	254,150.000	
	CRH PLC	17,500	27.850	487,375.000	
	ユーロ 小計			ユーロ 77,387,901.780 (10,051,140,683)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	POWER ASSETS	30,000	69.450	2,083,500.000	
	GALAXY ENTERTAIN	52,000	22.950	1,193,400.000	
	MTR CORP	32,000	36.000	1,152,000.000	
	SHK PPT	38,000	96.300	3,659,400.000	
	SINO LAND	88,000	11.340	997,920.000	
	CKH HOLDINGS	58,669	101.200	5,937,302.800	
	WHARF HLDG	29,000	44.600	1,293,400.000	
	SWIRE PACIFIC-A	12,500	85.200	1,065,000.000	
	CLP HOLDINGS	41,000	65.400	2,681,400.000	
	CATHAY PAC AIR	33,000	13.640	450,120.000	
	HENDERSON LAND D	25,806	48.000	1,238,688.000	
	HONG KG CHINA GS	149,493	15.460	2,311,161.780	
	HANG SENG BANK	16,800	140.800	2,365,440.000	
	WHEELLOCK & CO	25,000	34.250	856,250.000	
	NEW WORLD DEV	113,000	7.700	870,100.000	

	HKEX	24,500	203.800	4,993,100.000	
	LI & FUNG LTD	132,000	5.330	703,560.000	
	HANG LUNG PPT	52,000	18.320	952,640.000	
	ASM PACIFIC	6,500	59.850	389,025.000	
	YUE YUEN IND	21,000	27.050	568,050.000	
	NWS HOLDINGS	46,500	10.500	488,250.000	
	KERRY PPT	18,000	22.200	399,600.000	
	BANK EAST ASIA	29,040	27.800	807,312.000	
	SJM HOLDINGS LTD	47,000	5.710	268,370.000	
	SWIREPROPERTIES	30,000	23.050	691,500.000	
	CHEUNG KONG PROP	59,669	50.800	3,031,185.200	
	CKI HOLDINGS	15,000	68.200	1,023,000.000	
	AIA	262,800	46.500	12,220,200.000	
	SANDS CHINA LTD	54,000	26.150	1,412,100.000	
	SHANGRI-LA ASIA	30,000	7.070	212,100.000	
	TECHTRONIC IND	31,500	31.400	989,100.000	
	MGM CHINA	20,000	10.080	201,600.000	
	BOC HONG KONG HO	82,500	24.150	1,992,375.000	
	WYNN MACAU LTD	38,000	9.580	364,040.000	
	HKT-SS	57,000	9.720	554,040.000	
香港・ドル	小計			香港・ドル 60,416,229.780 (957,597,242)	
合計				76,810,694,854 [76,810,694,854]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		AVALONBAY COMMUN	2,847	519,150.450	
		SIMON PROPERTY	6,587	1,251,530.000	
		BOSTON PROPERTIE	3,300	415,206.000	
		GENERAL GROWTH P	12,100	313,390.000	
		VORNADO RLTY TST	3,627	353,813.850	
		EQUITY RESIDENTI	7,900	637,135.000	
		EQUINIX INC	1,158	344,794.500	
		AMERICAN TOWER C	9,100	907,088.000	
		HOST HOTELS & RE	16,093	267,465.660	
		KIMCO REALTY	8,700	229,506.000	
		PLUM CREEK TIMBR	3,700	188,996.000	

	VENTAS INC	7,000	375,690.000	
	WEYERHAEUSER CO	11,094	359,112.780	
	AMERICAN CAPITAL	7,800	140,478.000	
	CROWN CASTLE INT	7,200	619,704.000	
	IRON MOUNTAIN	3,910	109,714.600	
	VEREIT INC	20,400	169,932.000	
	PROLOGIS INC	11,062	482,303.200	
	CAMDEN PROP TR	1,800	139,896.000	
	DUKE REALTY CORP	7,300	148,701.000	
	ESSEX PROPERTY	1,400	327,362.000	
	FED REALTY INVS	1,500	221,850.000	
	WELLTOWER INC	7,400	467,606.000	
	HCP INC	9,700	346,678.000	
	LIBERTY PROP	3,300	112,728.000	
	MACERICH CO	3,000	238,110.000	
	ANNALY CAPITAL M	19,800	191,664.000	
	REALTY INCOME	4,800	240,144.000	
	PUBLIC STORAGE	3,100	746,480.000	
	REGENCY CENTERS	2,100	143,031.000	
	SL GREEN REALTY	2,100	249,732.000	
	UDR INC	5,700	215,004.000	
	DIGITAL REALTY	2,800	202,076.000	
	EXTRA SPACE STOR	2,300	193,039.000	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 11,869,111.040 (1,457,764,218)	
イギリス・ポンド			イギリス・ポンド	
	LAND SECURITIES	17,100	210,843.000	
	SEGRO PLC	16,750	73,030.000	
	HAMMERSON PLC	17,400	105,966.000	
	BRIT LAND CO PLC	20,900	174,410.500	
	INTU PROPERTIES	21,100	68,216.300	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 632,465.800 (116,753,187)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	SCENTRE GROUP	116,322	472,267.320	
	DEXUS PROPERTY G	23,950	185,133.500	

	GPT GROUP	40,060	187,480.800	
	MIRVAC GROUP	93,400	176,059.000	
	STOCKLAND	51,500	206,515.000	
	WESTFIELD CORP	43,096	413,721.600	
	GOODMAN GROUP	38,200	234,166.000	
	VICINITY CENTRES	74,873	205,900.750	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 2,081,243.970 (183,399,219)	
シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ES	48,000	113,280.000	シンガポール・ドル
	CAPITALAND MALL	63,200	118,500.000	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 231,780.000 (20,132,411)	
ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO	2,150	525,567.500	ユーロ
	ICADE	750	50,325.000	
	GECINA SA	750	85,837.500	
	KLEPIERRE	4,150	176,022.250	
	FONCIERE DES REG	750	62,595.000	
ユーロ 小計			ユーロ 900,347.250 (116,937,101)	
香港・ドル	LINK REIT	49,500	2,333,925.000	香港・ドル
香港・ドル 小計			香港・ドル 2,333,925.000 (36,992,711)	
投資証券 合計			1,931,978,847 [1,931,978,847]	
合計			1,931,978,847 [1,931,978,847]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 585銘柄 投資証券 34銘柄	97.1%	2.9%	64.3%
イギリス・ポンド	株式 107銘柄 投資証券 5銘柄	98.2%	1.8%	8.4%
イスラエル・シケル	株式 6銘柄	100%	-%	0.3%
オーストラリア・ドル	株式 54銘柄 投資証券 8銘柄	91.4%	8.6%	2.7%
カナダ・ドル	株式 84銘柄	100%	-%	3.5%
シンガポール・ドル	株式 21銘柄 投資証券 2銘柄	95.1%	4.9%	0.5%
スイス・フラン	株式 35銘柄	100%	-%	3.9%
スウェーデン・クローナ	株式 29銘柄	100%	-%	1.2%
デンマーク・クローネ	株式 12銘柄	100%	-%	0.7%
ニュージーランド・ドル	株式 4銘柄	100%	-%	0.1%
ノルウェー・クローネ	株式 7銘柄	100%	-%	0.2%
ユーロ	株式 222銘柄 投資証券 5銘柄	98.8%	1.2%	12.9%
香港・ドル	株式 35銘柄 投資証券 1銘柄	96.3%	3.7%	1.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年12月30日

資産総額	2,962,626円
負債総額	1,452円
純資産総額（ - ）	2,961,174円
発行済数量	2,295,722口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2899円

(参考) 外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	78,843,535,040円
負債総額	493,213,645円
純資産総額（ - ）	78,350,321,395円
発行済数量	39,021,079,723口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.0079円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年12月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

- ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	31	154,128
追加型株式投資信託	603	11,974,562
株式投資信託 合計	634	12,128,690
単位型公社債投資信託	3	29,316
追加型公社債投資信託	17	3,006,014
公社債投資信託 合計	20	3,035,330
総合計	654	15,164,021

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1	255
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-

投資その他の資産		15,077		12,979
投資有価証券		8,338		6,667
関係会社株式		5,141		5,129
出資金		129		124
長期差入保証金		997		996
投資不動産	1	398	1	-
その他		74		60
貸倒引当金		3		-
固定資産計		18,320		15,995
資産合計		57,727		63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2	4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092

福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	---------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

(単位:百万円)

当中間会計期間

(平成27年9月30日)

負債の部

流動負債		
未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643
流動負債合計		14,500
固定負債		
退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	1	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	2	378
営業外費用	3	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	22,998	22,998	-
(2)未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1)未払金	7,124	7,124	-
(2)未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*)未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1)未払金及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	161	55	106
（2）その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成27年3月 末日現在）	事業の内容
日の出証券株式会社	4,650	(注1)
株式会社愛媛銀行	19,107	(注2)

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月8日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD-I's 外国株式インデックスの平成26年12月2日から平成27年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D-I's 外国株式インデックスの平成27年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。